

第6章 「文化財」の保存・活用の方針と取組み

1. 「文化財」の保存・活用に関する将来像

本計画では、「文化財」の保存と活用を通して実現を目指す四日市市の将来像を掲げるとともに、将来像が実現した際のより具体的な「まちの将来イメージ」をキーワードとともに描き、地区（地域）一体で協働しながら、持続的に取り組んでいきます。

市内においては、現在まで地区（地域）で身近な「文化財」を守り、継承する取組みが行われてきました。地区（地域）での取組みを大切にし、確実に継承するとともに、多様な考え方を取り入れていきます。また、それらをつなげ、市域に広げていくことで、未来へ向かって新たな歴史文化を築いていくことを目指し、下記に将来像を設定しました。

[将来像]

**「文化財」を通じて人々がつながり
地区（地域）の豊かな暮らしや文化を創造し
未来へ継いでいくまち 四日市**

地区（地域）の人々が「文化財」の魅力や価値を知り、共有することで、郷土への愛着が育まれ、多様な地区（地域）の活動を共に支え、担う意識も芽生え、受け継がれていきます。

人々がつながることで、暮らしのなかで豊かな心や郷土への誇りが醸成じょうせいされます。永く地区（地域）で守り継いできた「文化財」への想いも受け継ぎながら、時代にあわせて「文化財」を活かし、新たな魅力や価値を創造することができます。

[将来のまちのイメージ]

「文化財」が
地区（地域）の学び
を深めていく
まち

「文化財」を
地区（地域）で守り
文化を育てる
まち

「文化財」が
豊かな
地区（地域）の活動
を育む
まち

「文化財」を
支える仕組み
がある
まち

将来のまちのイメージ① 「文化財」が地区（地域）の学びを深めていくまち

「文化財」に対する調査や研究を深め、本市の歴史文化を解明するとともに、「文化財」を伝えていくことで、歴史文化を後世に継承していきます。また、「文化財」を通じて地区（地域）への学びの機会をつくり、地区（地域）への理解を深め郷土への愛着を育みます。生涯の学びや生きがいをつくり、生き生きと暮らし続けられるまちを実現します。

将来のまちのイメージ② 「文化財」を地区（地域）で守り文化を育てるまち

「文化財」を、地区（地域）で共有する財産として、所有者や管理者だけでなく、地区（地域）で守り、継承していきます。時代の変化にあわせて、関係する主体の多様な関わり方を受け入れ、また、災害への対策を強化し、「文化財」を守っていきます。「文化財」を、地区（地域）を特徴づける固有の財産として守り、活かすことで、新たな文化を創出するまちを実現します。

将来のまちのイメージ③ 「文化財」が豊かな地区（地域）の活動を育むまち

「文化財」に関する情報発信や関連施設等の活用を促進することで、多様な人が「文化財」に関わる機会を作ります。地区（地域）における歴史やこれまでの取組みを活かし、「文化財」の活用を通じて、それぞれの地区（地域）の中で、生きがいとなる多様な活動を創出し、活性化するまちを実現します。

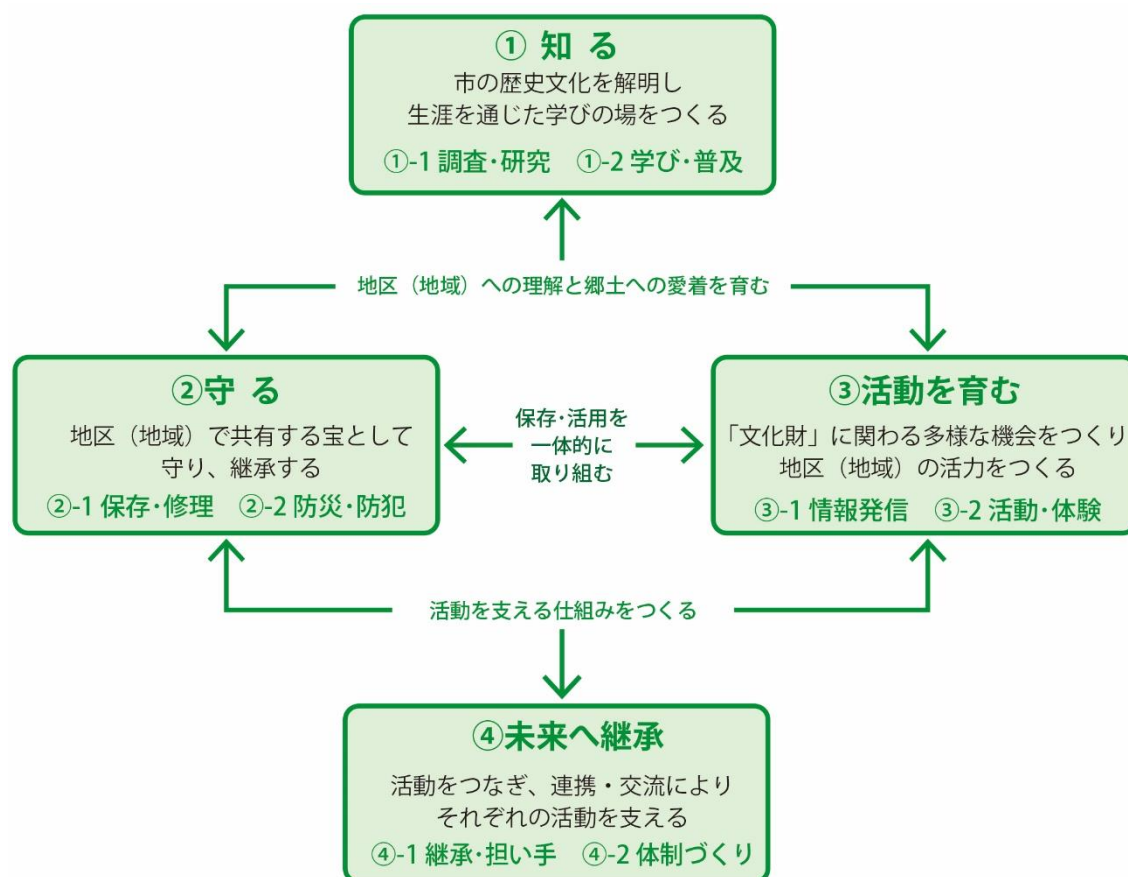
将来のまちのイメージ④ 「文化財」を支える仕組みがあるまち

文化財単位、地区単位等で、個別に取り組むだけでなく、相互に連携、交流し、それぞれの取組みを支援する保存・活用のネットワークを形成します。地区（地域）内外の多様な主体の交流を通して、「文化財」の保存・活用の担い手を発掘、育成していきます。所有者・管理者、地区（地域）、行政、大学、事業者等、多分野の主体が協働で保存・活用に取り組むまちを実現します。

2. 「文化財」の保存・活用の方策

「文化財」の保存・活用を進めるための方策として、前項にあげた4つのまちの将来イメージそれぞれに対応するように、①知る、②守る、③活動を育む、④未来へ継承、の4つを定めます。

「文化財」を**知る**ことで、地区（地域）への理解と郷土への愛着を深めます。「文化財」を地区（地域）の宝として**守る**ことに加え、多様な**活動を育む**ことで活用し、**未来へ継承**していきます。



3. 「文化財」の保存・活用のための課題、方針、取組み

4つの方策にもとづき、「文化財」の保存・活用を推進します。以下に、それぞれの方策ごとに、課題、方針、取組みを整理します。既存の事業は、本計画に位置付けることで、継続または拡充した取組みとして、引き続き実施します。さらに、新規事業を実施することで総合的に取組みを推進していきます。その中でも、計画期間内で特に重点的に取り組むものを重点事業として位置付けます。

それぞれの取組みは、行政、地区（地域）、所有者・管理者、専門家、民間等の主体が連携し、取組みの相互連携によって相乗効果を図ります。取組みごとに、各主体の役割を明記しました。

また、10年間の計画期間の中で、Ⅰ期（令和6～8年度）、Ⅱ期（令和9～11年度）、Ⅲ期（令和12～15年度）の実施期間を定め、計画的に実施してきます。

なお、取組みの実施については、市費・県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他民間資金等も活用しながら財源の確保に努めます。

①知る

「文化財」に対する調査や研究を促進し、本市の歴史文化を解明するとともに、生涯を通じて地区（地域）の「文化財」を学ぶ機会をつくります。

①-1 知る－調査・研究

本市には現在 158 件の指定等文化財が所在しています。本計画の作成にあたり、未指定文化財や地域歴史文化遺産（地域のお宝）も含め 2,210 件の「歴史文化遺産」リストを作成しました。それをもとに、「文化財」について引き続き調査・研究を進めていきます。

【課題】

○「文化財」調査が不十分

第3章でこれまでの調査について整理していますが、「文化財」に関する把握調査、詳細調査、ともに十分とはいえません。建造物や民俗行事等の分野の「文化財」について、地区（地域）や大学等の研究機関との協働により、引き続き調査・研究を実施し、また、文化財指定等へとつなげていく必要があります。

○「文化財」の消失が進行

人口流動や建造物の更新等に伴い、「文化財」が消失しつつあります。地区（地域）の祭礼行事では、新型コロナウイルスの影響で多くが中断し、継続が危惧されています。地区（地域）の住民や所有者等との協働により、「文化財」に関する記録資料を収集・整理して、地区ごとにデータベースを作成・管理する必要があります。

○「文化財」の現況の把握が不十分

各地区へのヒアリングでは、未指定の建造物等の消失について多くの情報が寄せられましたが、現状では毀損等の現況や保管状況についても把握が不十分な状況です。また、無形の文化財は実施形態等が時代とともに変化していくため、継続して、現況の把握に努める必要があります。

【方針】

○未調査の「文化財」の把握調査を実施

本計画で作成した「歴史文化遺産」リストをもとに、未調査の「文化財」に対して把握調査を行います。調査は大学等の専門機関と協働して行い、成果は広く公開する等、地区（地域）や市民等で共有を図ります。

○歴史的価値の高い「文化財」の詳細調査を実施

本市を特徴付ける歴史的価値の高い「文化財」については、所有者等の理解を得て、詳細な調査を行います。その後、保存につながるよう指定や登録等を促進します。

○資料等の収集と整理

市民等が撮影した写真や映像等の資料を収集し、「文化財」に関する記録として整理を行います。整理した資料等は、関係者等が閲覧できるようにすることで、「文化財」の継承にも役立てます。

○「歴史文化遺産」をデータベース化、運用

本計画で作成した「歴史文化遺産」リストをもとに、データベースを作成します。地区ご

とに整理し、地区の協力のもと、随時更新し、「文化財」の保存と活用に運用していきます。
 ○データベース化された「歴史文化遺産」リストの管理・運営による「文化財」の実態把握
 地区の住民、研究者との協働により、「文化財」の実態把握に継続して取り組んでいきます。

【①ー 1 知るー調査・研究 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
 実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	管理 所有者 所有者	専門家	一 期	二 期	三 期	
1	「文化財」の調査・記録・公開	「文化財」を後世に継承するため、「文化財」を調査し、記録（動画含む）を作成、公開する。大学や研究機関、地区市民センターや住民等と連携、主体的な活動を促進する。		既存 拡充	◎	◎	◎	◎	→			市費 県費 国費
2	埋蔵文化財の調査・保存	開発行為計画地内に所在する遺跡で、現状保存できないものについて発掘調査を実施し、適正な記録保存に努めるとともに、その成果を報告書の刊行によって公開する。		既存 継続	◎		○		→			市費 国費 民間
3	歴史的建造物調査	歴史的建造物の実測調査を継続して行う。調査は大学や研究機関、専門家と連携して実施する。	●	既存 継続	◎	○	○	◎	→			市費
4	文化財の指定・登録	文化財保護審議会による調査の実施と文化財指定・登録を進める。市内の未指定文化財について情報収集を図り、文化財の価値が高いものについては積極的に指定・登録に向けて、所有者等に働きかける。		既存 継続	◎		○	◎	→			市費
5	古い写真等の収集、アーカイブ化	市民が所有する古い写真等の資料を収集し、デジタルアーカイブを作成する。		新規	◎	○	○	○	→			市費
6	「歴史文化遺産」リスト、データベースの作成、公開（守る 30 関連）	地区（地域）や個人で大切に残されている「文化財」を把握し、「歴史文化遺産」リスト及びデータベース（個票）を作成し、地区単位で整理を行い、ホームページや地区市民センター等で公開する。リストは随時更新していく。	●	既存 拡充	◎	◎	△	△	→			市費

①-2 知る-学び・普及

小中学校や関係する公共施設と連携し、「文化財」への多様な学びの機会をつくり、「文化財」への理解・関心を高めるとともに、「文化財」を通じた地区（地域）への理解を深めていきます。

【課題】

○地区（地域）における「文化財」の価値に関する情報発信の不足

地区（地域）の中で、身近な「文化財」に対する興味や関心も薄れつつあります。特に若い世代は、「文化財」に触れ、価値を理解する機会が少ない状況です。「文化財」に対して明確な価値付けを行い、発信、周知に取り組む必要があります。

○小中学校との連携不足

それぞれの学校単位で、地区（地域）学習の一環で「文化財」に対する学びが行われていますが、地区（地域）と関係機関との連携が不足しています。

○地区（地域）における「文化財」の価値を学ぶ機会の不足

地区（地域）の中で身近にある「文化財」があっても、触れることや価値を実感する機会が少ない状況です。専門家等も参加し、まちあるき等の学びの場を作ることで、地区（地域）の「文化財」を知り、理解を深める機会をつくる必要があります。

【方針】

○「文化財」の価値の発信と学びの場の充実

「文化財」を解説する説明板の設置や公開の促進、「文化財」を紹介するホームページやガイドブック等、多様な世代を対象としたわかりやすい情報発信を行うことで、「文化財」の価値に対する理解を深めます。また、情報発信や埋蔵文化財資料を中心とした収蔵の拠点を整備し、歴史学習、地区（地域）学習の場となる展示設備を新たに設置し、活用します。

○ふるさと学習の充実

教育委員会をはじめとして、地区（地域）で歴史や文化に関心を持ち活動している団体や住民、関係する機関等と連携して、小中学校における「文化財」を通じた地区（地域）のふるさと学習を充実させます。

○地区における学びの場及び機会を設ける

地区ごとに、郷土の「文化財」についての資料等の収集や情報発信、専門家等による学びの場づくりを支援します。出前講座等の既存の取組みについても、積極的な情報発信と柔軟な運用により、学びの機会も設けます。

【①知る—2 学び・普及 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	地 地 地	管 理 者	専 門 家	一 期	二 期	
7	指定文化財説明板設置	指定文化財の理解と普及・啓発を図るため、指定文化財の説明板を設置し、更新していく。		既存継続	◎	○	○		➡			市費 (民間)
8	埋蔵文化財の公開	歴史や昔の人びとの暮らしに対する理解を促進するため、埋蔵文化財の展示や、子どもたちに実際の土器等に触れてもらう等の体験学習を行う。また、学校へ出土遺物の貸出を行い、埋蔵文化財を活用した郷土愛の醸成を図る。		既存継続	◎	○			➡			市費
9	埋蔵文化財センターの整備 (守る 20・29 関連)	埋蔵文化財の保存・活用の拠点として埋蔵文化財整理事業所・文化財収蔵庫の更新に伴い、展示設備を新設し、市民に学びの場を提供する。	●	新規	◎				➡			市費 国費
10	ホームページの更新及びガイドブックの作成	指定文化財について、パンフレット等を作成して周知するとともに、ホームページにより情報発信する。また、「歴史文化遺産」データベースと連携した仕組みとし、指定文化財ガイドブックやホームページを適宜更新する。		既存拡充	◎	○			➡			市費
11	ふるさと学習支援	小中学校における社会科や総合的な学習の時間で、「文化財」についての情報提供、人材や資料の提供を行う。また、出前講座、教員研修の実施等の支援を行う。		既存拡充	◎	◎			➡			市費
12	地区（地域）資料情報の収集・保存・活用	図書館において、市域を中心に県下の歴史資料等の図書・報告書、地区（地域）や個人等が作成している資料等の収集・保存を行い、それに基づくレファレンスと閲覧サービスを行う。		既存継続	◎	○			➡			市費
13	地区（地域）で行う学習講座	「文化財」の意義を幅広く周知し、地区（地域）の歴史文化や資料に関心を持ってもらうため、学習講座を実施する。（出前講座、オンライン講座）	●	既存拡充	◎	◎	○	△	➡			市費

②守る

「文化財」を、地区（地域）で共有する宝として、所有者や管理者だけでなく、地区（地域）で守り、継承していきます。

②-1 守る－保存・修理

「文化財」の修理等に関して、所有者・管理者への補助及び民間助成制度の情報提供等、支援する環境を整えます。また地方登録制度を検討し、あわせて、デジタル技術を活用して「文化財」の記録・保管を行い、「文化財」の継承につなげていきます。

【課題】

○修理等に関する資金の不足

「文化財」の維持や修理には、資金が必要となります。保存・活用を積極的に行っていくためには、「文化財」周辺の環境整備も必要となります。所有者・管理者の負担が大きく、多くの「文化財」について修理等が行われていない状況です。

○未指定文化財の保存が困難

現在、指定文化財以外の文化財については、価値の評価や支援等の制度が希薄です。幅広い「文化財」を守っていくためには、指定等の文化財だけでなく、文化財所有者の意見を踏まえながら、広く「文化財」を地区（地域）の共有財産として価値付けし、守っていく必要があります。

○「文化財」の保存・保管施設の老朽化

現在の埋蔵文化財の保存・保管施設は老朽化が進んでおり、適切な保管環境が整っていません。また、歴史史料等の有形文化財の保管場所も十分ではありません。保存に有効と考えられる新たな技術の導入も行われておらず、施設の改善や環境充実が必要です。

【方針】

○「文化財」の修理、維持管理等に対する所有者・管理者への支援

指定等文化財や伝統的な文化行事については、修理や収蔵庫等の整備について補助金の活用を促進します。また、史跡等は所有者・管理者の維持管理への負担減になるような支援方法を検討していきます。さらに、定期的な現況確認（パトロール）により、早めの対応に備えます。

○民間資金の活用支援

民間助成制度やクラウドファンディング等の情報を提供することで、所有者・管理者が民間資金を活用できるよう支援します。

○未指定の「文化財」の保存への支援

「文化財」の地方登録制度を検討し、本市らしい地域の文化財についての保存に向けて支援を講じます。

○多様な方法による「文化財」の保存・保管

埋蔵文化財（遺跡）出土遺物や既存施設の収蔵品を含む「文化財」の保存・保管の環境を充実させ、継承へとつなげていきます。また、デジタル技術等を活用して保存します。

【②－１ 守る－保存・修理 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
 実施時期 I期：R6～8年度、II期：R9～11年度、III期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区や 地域	所有者 管理者	専門家	一 期	二 期	三 期	
14	「文化財保存整備・継承事業」 (守る 26 関連)	指定文化財の修理、収蔵庫等の整備について指定の区分に応じた補助金を交付し、保存のための支援を行う。 また、文化財指定の有無に関わらず、地区（地域）で保存・継承されている伝統的な文化行事について、保持団体が行う用具・収蔵施設の修繕について、補助を行う。	●	既存 拡充	◎		◎	○	→			市費 県費 国費
15	「文化財維持管理事業」	市が所有する史跡や天然記念物等の草刈等、環境整備を行う。ボランティアや地区（地域）等と協働する。		既存 継続	◎	○			→			市費
16	指定・登録文化財の現況確認	指定・登録文化財の現況を定期的に確認する。	●	新規	◎	○	○		→			市費
17	文化財パトロールの実施	市文化財パトロール調査員及び県文化財保護指導委員により、文化財（建造物、天然記念物、埋蔵文化財）の現況確認を行う。		既存 継続	◎			○	→			市費 県費
18	民間助成等の活用支援	「文化財」の修理費等に、民間助成やクラウドファンディングを活用できるよう支援する。		既存 継続	◎	△	◎	△	→			民間
19	文化財地方登録制度の導入	市として文化財の登録制度の導入を検討し、地区（地域）の「文化財」の保護に係る支援を講じる。	●	新規	◎	○	△	○	→			市費
20	埋蔵文化財センターの整備（知る 9、守る 29 関連）	埋蔵文化財の整理を進め、適切な保存・保管環境の充実を図るため、施設を更新する。	●	既存 継続	◎				→			市費 国費
21	博物館収蔵品の保存・活用	市に関する資料を収集し、未来に活かせるよう適切な状態で保存継承していく。それらの展示や貸出を行う。		既存 継続	◎				→			市費
22	埋蔵文化財（遺跡）出土遺物の保存処理	発掘調査で出土した未処理及び再処理が必要な遺物（木製品、鉄製品等）の保存処理を行い、適切な維持管理を継続的に行う。		既存 継続	◎				→			市費 県費 国費
23	写真フィルム等のデジタル化	発掘調査で撮影した写真フィルム等をデジタル化して保存し、アーカイブとして利活用を図る。		既存 継続	◎				→			市費 国費

②-2 守る－防災・防犯

「文化財」を、自然災害や火災、盗難等から守るための対策を行います。所有者・管理者だけでなく、地区（地域）等で支える仕組みをつくりだします。

【課題】

○災害及び盗難への対策不足

「文化財」が災害等で被災するリスクについて、所有者・管理者や周辺の住民との情報の共有が必要です。また、現状では多くの「文化財」が災害等への備え、環境整備が不十分な状況です。

あわせて、日常の防犯対策は所有者・管理者に任せられている状態で、施錠設備や監視体制等が十分でない「文化財」が多くあります。文化財の公開、活用等の前提として、盗難への対策が必要です。

○災害発生時の対応の未整備

「文化財」の被災時に、損傷の状況や消失を迅速に把握する体制が未整備です。また、避難させる施設も十分ではありません。

【方針】

○災害への危険性の把握

「文化財」についてカルテづくりを進め、災害に対する危険性を把握するとともに、防災訓練等を実施し、防災への意識の啓発を行います。また、所有者・管理者が「文化財」収蔵庫の耐震化等の環境整備への補助を行います。

○地区（地域）の防犯対策を支援

所有者・管理者による「文化財」の防犯対策を支援します。また、有形の「文化財」の保管状況について記録を作成することで、盗難があった際に役立てます。

○防災マニュアルの作成及び応急的な保護を行う体制整備

『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』（文化庁）や『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』（文化庁）にも従い、防災対策に対応するマニュアルを作成します。

また、災害発生時には『三重県文化財保存活用大綱』に基づき、県・国と連携し、被災文化財の状況確認、「文化財」所有者・管理者及び県との連絡調整、修理（応急処置）に関する体制を整えます。

○災害時に「文化財」を避難させる施設の整備

「文化財」及び収蔵庫等の耐震化を進めます。また、災害時に被災した「文化財」の避難場所を整備します。

○災害時の「文化財」の所在等を確認

「歴史文化遺産」リストを地区（地域）や関係者と共有し、災害発生時の「文化財」の所在確認等に活用します。

【②－２ 守る－防災・防犯 取組み】

取組主体 ○主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	管理 者 者	専門 家	一 期	二 期	三 期	
24	指定等文化財のカルテづくり	指定等文化財に関して、写真等の記録や保管状況を記録するカルテづくりを地区（地域）と協働で行い、防災や防犯対策に役立てる。		新規	◎	◎	◎		→			市費
25	防災・防犯に対する啓発	「文化財」の防災・防犯に関して情報提供し、意識を高めるための啓発を行う。		新規	◎	◎	◎		→			市費
26	「文化財保存整備・継承事業」（守る 14 関連）	所有者・管理者による「文化財」の防災・防犯を目的とした、収蔵庫の耐震化等の環境整備費の補助を行う。		既存継続	◎		△		→			市費 県費 国費
27	文化財防火デーに伴う文化財防火運動	指定等文化財関係者の防火防災への取り組みの強化及び市民一般の文化財愛護意識の高揚を図る。また、「文化財」を災害から守るため、市内文化財施設の立入検査及び訓練指導を実施する。		既存継続	◎	○	○		→			市費
28	「文化財」防災マニュアルの作成及び応急的な保護行う整備	災害に備えるための指針となるマニュアルを作成する。また、災害発生時には、県・国と連携し、被災文化財の状況確認、「文化財」所有者・管理者及び県との連絡調整、修理（応急処置）に関する体制を整える。	●	既存拡充	◎	○	○		→			市費 県費 国費
29	埋蔵文化財センターの整備（知る 9、守る 20 関連）	災害時の「文化財」の避難場所として、施設を更新する。	●	新規	◎				→			市費 国費
30	「歴史文化遺産」リスト、データベースの作成、公開（知る 6 関連）	地区（地域）に大切に残されている「文化財」を把握し、リスト及びデータベース（個票）を作成し、随時更新し公開していく。また、リストは災害発生時の文化財の所在確認に活用する等、防災・防犯対策に活かしていく。	●	新規	◎	○	◎		→			市費

③活動を育む

「文化財」に関する情報発信の充実や関連施設等の活用により、市民等が「文化財」に関わる多様な機会を作ります。「文化財」を通じて地区（地域）の活動を多様化、活性化します。

③－１ 活動を育む－情報発信

多様な主体との連携や、また、観光分野等と一体的に取り組むことで、施設や市民による「文化財」に関する多様な活動の情報発信を充実します。

【課題】

○施設での取組みについての情報発信不足

市内には博物館や多様な資料館等の施設があり、それぞれ「文化財」に関する取組みを行っていますが、本計画作成にあたって実施したアンケート結果をみても、情報が市民に十分に届いているという状況ではありません。情報発信が不足しています。

○情報発信に関する主体間の連携不足

現在、それぞれの主体、分野で「文化財」が個々に情報発信されています。個別に行っている状況では、対象も限定的になってしまいます。効果的に、幅広い市民に届くような情報発信を実施するための、多様な分野、主体との連携が不足しているため、それらを統括し、一体的・総合的に行う必要があります。

【方針】

○市民にわかりやすい「文化財」の情報発信

博物館や施設を拠点として、展示やイベント、また情報誌やマップ等で紹介し、市民が「文化財」に対する理解を深める機会をつくります。「文化財」に関する情報の公開（オープンデータ）も進めます。

○シティプロモーションとして一体的・総合的な情報発信

所有者・管理者の理解のもと、「文化財」を観光資源として位置づけ、一体的に情報発信を行います。市外にむけた情報発信の充実、多言語サインの設置、案内マップ作成、ボランティアガイド育成等を行います。また、遺跡情報を民間業者や市民に適切に発信し、効率的な埋蔵文化財業務や学習コンテンツの充実につなげます。

○多様な主体による情報発信

行政だけでなく、市民等が情報発信できるような仕組みづくりを行います。市民、地元の大学、民間事業者等多様な主体が参加し、SNSや地元放送局等の媒体を活用して情報発信を行います。

【③－１ 活動を育む－情報発信 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地域 或	管理 所有者	専門家	一 期	二 期	三 期	
31	四日市ゆかりの企画展示	萬古展示等、本市で生まれ培われてきた文化資源・芸術・産業文化の展示で、市民の地域への愛着や郷土意識を高める。		既存 継続	◎		△					市費
32	情報発信 (未来へ継承 49 関連)	紙媒体による情報発信に加え、ホームページの作成・充実、デジタルコンテンツを拡充する。SNS の活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する（オープンデータ化）。既存の案内板に二次元コードを設置する。	●	既存 拡充	◎	△	○	◎ 民間				市費
33	サインや説明板の多言語化の充実	案内情報の多言語化の充実を図り、外国人への周知を行う。		新規	◎							市費 国費
34	「文化財」マップの作成	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるように「文化財」マップを作成する。		新規	◎	○						市費
35	遺跡情報システムの維持・管理・活用	遺跡情報を管理し、埋蔵文化財の問い合わせに適切に対応し、また学習コンテンツの充実につなげる。活用しやすいよう、オープンデータ化する。		既存 継続	◎							市費
36	フィルムコミッションの推進	「文化財」を活用したフィルムコミッション事業（「文化財」を舞台とした撮影や取材）を実施する。映画・ドラマ・CM等で取り扱われることにより、「文化財」の活用と知名度の向上を図る。		既存 継続	◎	△	△					市費
37	ボランティアガイドの育成	地区ごとに「文化財」を案内できる人材の育成を地区と協働で図る。		新規	◎	◎	△					市費
38	多様な主体の参加による情報発信の仕組づくり	地区（地域）で行っている活動に関する講座、市内の小中学校の活動、地元大学の教育・研究活動等と連携しながら、SNS を活用した市民参加型による「文化財」の発信を行う。		新規	◎	◎	○	◎				市費

③-2 活動を育むー活動・体験

「文化財」に関連する地区（地域）活動の多様化や活性化を支援することで、「文化財」を通じて市民一人ひとりが歴史文化を体験する機会をつくれます。

【課題】

○地区（地域）活動の継承が困難

各地区で「文化財」に関する取組みが行われていますが、時間の経過とともに活動が硬直化したり、新たな参加者が集まらない等により、継続が難しい状況です。多様な主体が参加し、持続的に活動を行っていくことのできる支援が必要です。

○地区（地域）活動の実施に伴う人的、金銭的負担

地区（地域）が、人的、金銭的負担を担っている状況です。多様な参加者が、無理なく参加できる仕組みづくりが必要です。

○「文化財」の魅力に対する市民の意識が希薄

「文化財」の持つ魅力が十分に認識されていないため、身近にあるにも関わらず、市民の活動に活かされていません。

【方針】

○地区（地域）活動への支援（情報提供、ノウハウ、ボランティア等）

情報やノウハウの提供等、施設運営に対して支援を行います。「文化財」を活用した活動への人的、経済的支援を行うよう方法を構築する。

○多様な主体による連携した取組み

歴史的建造物の活用や「文化財」を巡るツアー等、「文化財」を起点として、幅広く取組みを展開することで、多様な市民の参加、体験の機会をつくれます。市役所の関係各課及び民間事業者と連携した取組みを行います。

○全市的な取組みの充実

地区単位だけでなく、全市的にイベント等を行い、「文化財」に関する活動・体験の場をつくりだします。地区（地域）の取組みを集め、披露する機会を設け、様々な媒体を用い広報することで、個別の取組みの充実を図ります。

【③－２ 活動を育む－活動・体験 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I期：R6～8年度、II期：R9～11年度、III期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	管理 者 者	専門 家	一 期	二 期	三 期	
39	地区の「文化財」を活かした活動及びその支援	各地区における、「文化財」を活かした活動（冊子づくり、まち歩き、マップ作り、サロン活動、体験イベント、郷土史会等の交流を促進する活動団体の成果発表や情報交換等）及びその人的、経済的支援。地区市民センターと連携。	●	新規	○	◎	△	△民間			➡	市費
40	歴史的建造物の活用	歴史的建造物の活用及び、活用に係る人的、経済的支援を行うための方法を構築する。		新規	◎	◎	◎	△民間			➡	市費
41	郷土資料館等の運営及びその支援	地区における郷土資料館等の運営と、行政による助言等の支援。	●	既存 拡充	○	◎	△	△民間	➡			市費
42	「四日市市楠歴史民俗資料館保存活用事業」	資料館の活用に関する業務を四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会へ委託する。語り部活動や各種イベントを開催することによって、資料館の魅力を発信し、地区（地域）との連携を深めていく。		既存 継続	◎	◎			➡			市費
43	「郷土が誇る芸能大会」の開催	各地区の伝統芸能団体が一堂に会して演じ合う祭典を行うことにより、活動の継続を図る。	●	既存 継続	◎	○	○		➡			市費
44	大四日市まつり	指定文化財をはじめ地区（地域）の「文化財」、伝統行事、伝統芸能が参加する大四日市まつりを開催する。		既存 継続	◎	○	○		➡			市費
45	萬古まつり	萬古焼にちなんだイベントの充実を図り、歴史や技術への興味を高める。		既存 継続	○	◎	△		➡			市費
46	「文化財」巡りウォーク	市内の「文化財」を巡るウォークやツアー、ロゲイニングを実施する。庁内関係各課及び鉄道会社等と連携する。	●	既存 継続	◎	○	○	◎民間	➡			市費

④未来へ継承

文化財単位、地区単位に加えて、相互に連携、交流し、それぞれの取組みを支援することで、「文化財」を未来へ継承します。

④－１ 未来へ継承－継承・担い手

市内外の「文化財」に関わる主体の多様な交流の機会をつくることで、「文化財」の保存・活用の担い手を育成します。

【課題】

○担い手や行事への参加者が減少

祭礼行事等の無形の民俗文化財は担い手が減少し、継承が難しい地区（地域）も見られます。有形の文化財についても担い手が必要です。専門家、多様な世代、地区（地域）内外の有志等の多様な担い手を育成していくことが必要です。

○祭礼行事への関心が希薄

若い世代をはじめとして、地区（地域）の祭礼行事等に参加する機会が減ってきています。参加を促すためには、効果的で魅力的な情報発信により、興味・関心を喚起することが必要です。

【方針】

○多様な担い手育成

地区（地域）における担い手育成のための文化行事、保存・継承に関する行事への支援をします。多様な学びの場や交流の場を設け、若い世代等の幅広い担い手を育成します。

○若い世代が「文化財」に触れる機会の創出

親子や若い世代の伝統文化に関する体験の場を通じて、「文化財」への理解を深めるとともに、学校や地区（地域）とも連携して「文化財」に触れる機会を創出し、担い手育成につなげます。

○文化財に対する理解・関心を喚起

住民や民間事業者、大学等とも連携し、「文化財」の積極的な情報発信を行い、興味・関心を喚起します。多くの世代が関心を持つように、情報発信は文化財ごとではなく、一体的かつ魅力的・効果的に行い、行事等へ参加する機会をつくります。

[④－１ 未来へ継承－継承・担い手 取組み]

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	管理 者 者	専門 家	一 期	二 期	三 期	
47	「地域の文化遺産の保存・継承支援事業」	幼少期より伝統的文化行事に親しみ、担い手育成等に関する事業及び保存・継承に関する事業への支援を行う。		既存継続	◎	◎						市費
48	学校と地区（地域）との連携	地区（地域）の「文化財」に関する学習支援や情報発信により、学校と地区（地域）との連携を図り、担い手育成につなげる。	●	既存拡充	◎	○	○					市費
49	情報発信（活動を育む 32 関連）	紙媒体による情報発信に加え、ホームページの作成・充実、デジタルコンテンツを拡充する。SNS の活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。（オープンデータ化）	●	新規	◎	△	○					市費

④－２ 未来へ継承－体制づくり

行政の「文化財」の保存・活用にかかる体制の充実に加え、多様な主体が連携、協働する体制をつくります。

【課題】

○行政の体制、庁内連携が不十分

行政内部に専門的な人員が不足しており、多様化していく「文化財」に関連するニーズに十分な対応を行うのが難しい状況です。行政内部において多様な分野との連携した取組みが必要です。また、地区（地域）が行う「文化財」の活動を活性化することも必要です。

○地区団体と市の協働の不足

それぞれの地区で取組みが行われていますが、市との連携が十分ではなく、情報がいないために地区のニーズに対して市として十分な支援を行えていない現状があります。市と地区で情報を共有し連携しながら、地区の状況に合わせて、専門家や関係機関の協力のもと、柔軟に支援等を行う必要があります。

○地区団体の育成、団体間連携の不足

地区単位では様々な積極的な活動が行われていますが、他の地区でも同様の取組みが行われていても、相互に把握されていないのが現状です。団体間、地区間の連携が不足しているため、相互の情報・意見交換を進める必要があります。

○広域連携が希薄

自然環境、街道や祭礼行事等の「文化財」は、近隣市町と深い関係にあります。行政間での連携した取組みはほとんどありません。連携を深め、取組みの幅を広げる必要があります。

【方針】

○市の「文化財」体制強化及び庁内連携の促進

専門的な人員の配置等、「文化財」に関する庁内での体制を強化します。また、他の行政分野等庁内における連携、一体的な施策の実施により、多様な取組みを進めていきます。

○行政と地区等が連携・協働する体制づくり

地区で進めるまちづくりと連携します。地区市民センターを活用して、地区ごとに連携を深め、「文化財」の保存・活用を推進していきます。また、大学との連携・協働も図ります。

○活動団体同士の交流や連携促進

伝統行事等の活動団体間で連携して情報・意見交換ができる体制づくりを整えます。

○他の自治体との連携した取組み促進

自然環境、街道や伝統行事等、近隣市町と共通する「文化財」については、県の協力も得ながら、連携した取組みを行っていきます。

【④－２ 未来へ継承－体制づくり 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I期：R6～8年度、II期：R9～11年度、III期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	所有者 地区 地区	専門家	一 期	二 期	三 期	
50	「文化財」専門職員の拡充、人材確保・育成	「文化財」の保存・活用を担う専門職員の計画的な雇用を検討し、推進する。また、ボランティアのコーディネーターができる職員の育成を行う。		既存 拡充	◎							市費
51	庁内連携の促進	「四日市市文化振興ビジョン」に則り、「文化財」の保存・活用のための事業を行うよう、庁内連携を促進する。	●	既存 拡充	◎							市費
52	文化財保存活用地域計画評価委員会（仮）の設立	地域計画掲載の事業について、進捗、内容等を評価する委員会を設置し、管理を図る。		新規	◎	○		○				市費
53	「地区まちづくり構想」に基づく地区（地域）との連携	「地区まちづくり構想」に基づき、地区（地域）住民が主体となって策定した歴史文化に関するまちづくりの推進計画を支援する。	●	既存 継続	◎	◎	○					市費 国費
54	大学等との連携	大学や専門学校等と連携して事業を企画する。地区（地域）や所有者・管理者と連携して、受け入れ態勢を整える。		新規	◎	○	○	○大学・専門学校				市費
55	伝統的な文化行事の保存継承に関する研究会の充実	伝統的文化行事・民俗芸能の保存・継承に向けた方策が取れるよう、各地区（地域）の保存団体等が持つ知恵や情報、課題を共有するとともに、ネットワークづくりの機会となる場を設ける。		既存 継続	○	◎	◎					市費
56	他自治体との連携	他自治体とつながりの深い伝統行事等について、本市だけでなく連携して各種イベント等の事業を企画する。		新規	◎							市費

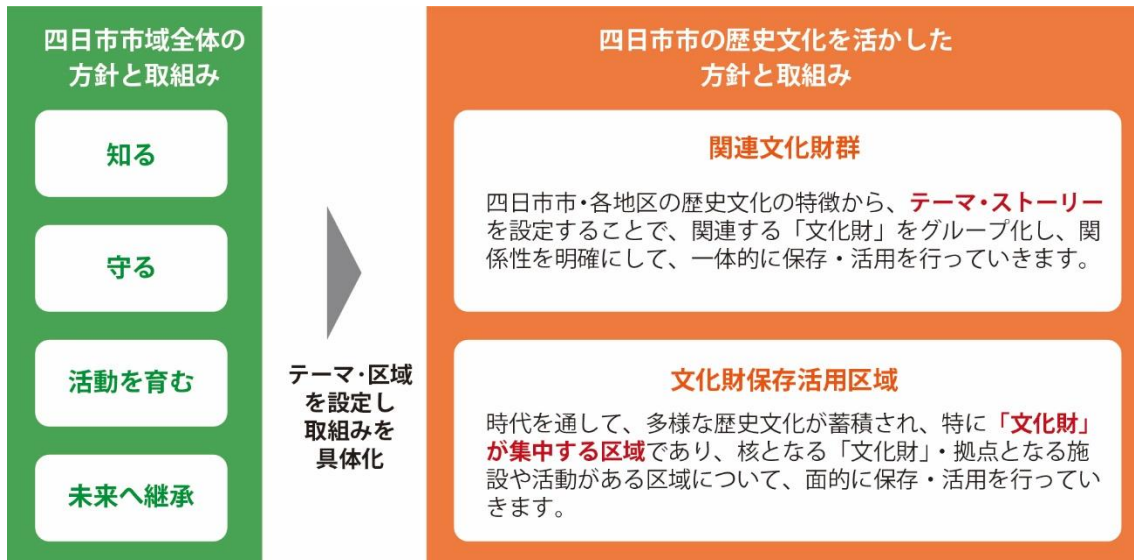
4. 四日市市の歴史文化の特徴を活かした一体的・総合的な保存・活用

(1) 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

四日市市の歴史文化の特徴を活かしたテーマや区域を設定することで、前項に記載した取組みを具体化するとともに、4つの基本方針を一体的かつ総合的に実施します。

①設定の考え方

四日市市では、関連文化財群及び文化財保存活用区域を以下の考え方で設定します。



関連文化財群（歴史文化のテーマ）

市内に存在する多様で膨大な「文化財」について、文化財群としてテーマ（関連文化財群のタイトル）及びストーリー（関連文化財群を説明する複数のトピック）を設定することで、一体的・総合的に「文化財」の保存・活用を進めていきます。テーマを設定することで、「文化財」を文化財群としてグループ化し、関係性を明確にし、価値付けを行います。

分布状況を地図上に落とし込むことで、地理的特性をわかりやすく表現します。また、取組みの中心となる活動や拠点施設を整理します。

第4章で整理した歴史文化の特徴の中から、本計画の計画期間のうちに、先行的に取り組む保存・活用のためのテーマを関連文化財群として6つ設定します。なお、計画期間内に取組みが完遂できなくても、次期計画期間に継続していきます。また、今回設定していない歴史文化の特徴についても、今後、関連文化財群の設定を検討していきます。

文化財保存活用区域

「文化財」が集中して存在する区域で、その周辺環境を含め文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域を設定し、地域の特徴を活かした魅力的な空間の創出を図ります。本計画では、核となる「文化財」を中心に、質・量ともに豊富な「文化財」が面的に広がる地域であり、また既に歴史文化に関連する団体や活動、事業が行われており、取組みのさらなる発展を望むことのできる区域を「文化財保存活用区域」とします。そして、重点的に「文化財」の保存・活用に取り組む区域として2つ設定します。

②関連文化財群及び文化財保存活用区域の設定

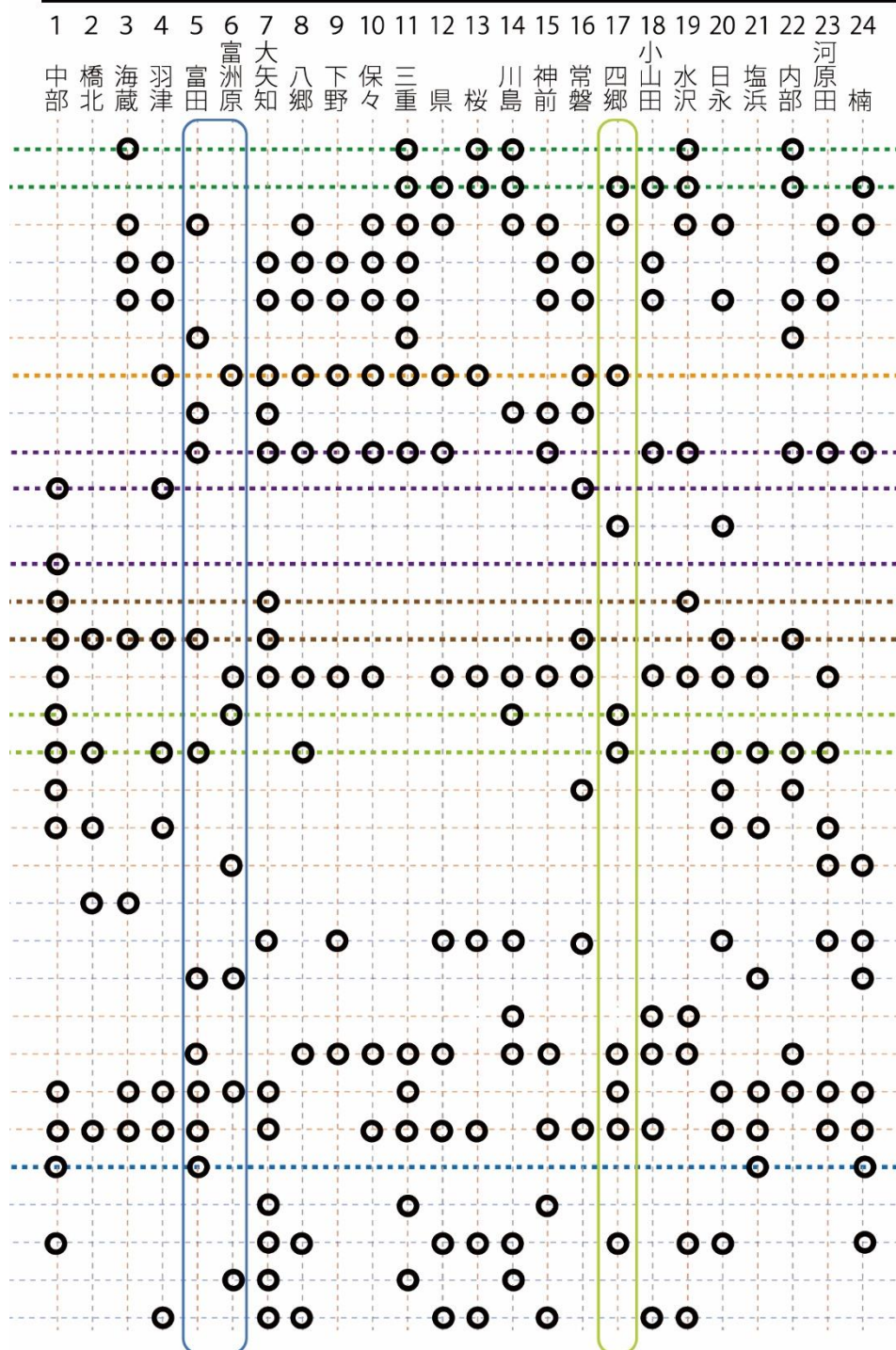
四日市市の歴史文化の特徴をもとに、図に示す通り、関連文化財群及び文化財保存活用区域を設定します。

四日市市の歴史文化の特徴	
[大項目]	[小項目]
I 自然とともに生きる 海、山、川の恵み	I-① 東海湖と東海地方の固有の植物 I-② 水辺に生息・生育する希少な動植物 I-③ 自然景観
II 遺跡が伝える 人々の暮らし	II-① 先史時代の人々の営みを伝える遺跡 II-② 古墳に見る地域の情勢
III 古代史の舞台	III-① 記紀神話の舞台 III-② 朝明郡の郡家の成立と古代地方社会の発展
IV いまに伝わる市と 武士の支配	IV-① 伊勢平氏の活躍と伊勢三郎義盛 IV-② 北勢四十八家による勢力争い IV-③ 赤堀三家による統治 IV-④ 伊勢安国寺由来の信仰 IV-⑤ 「四日市」の起こり
V 街道の往来が生んだ 文化と江戸時代の面影	V-① 幕府と大名による支配 V-② 東海道と四日市宿の繁栄 V-③ 縦横にめぐる街道の往来
VI 産業都市の礎	VI-① 近代産業の発祥と四日市港の発展 VI-② 鉄道の発達
VII 戦後の都市形成	VII-① 戦災を伝える戦争遺跡と復興都市計画 VII-② 港の工場地帯（コンビナート） VII-③ 伝える災害の記憶
VIII 地域に根ざした産業	VIII-① 四日市萬古焼の発展 VIII-② 自然環境と人の交流が育んだ地場産業 VIII-③ 漁業と関連産業 VIII-④ 伊勢茶の産地
IX 暮らしに息づく 祭礼文化	IX-① 農村の暮らしを支える文化 IX-② 受け継がれる祭礼行事 IX-③ 守り続けられる獅子舞 IX-④ 鯨船行事
X 水とともに築かれた 歴史文化	X-① 伝承にまつわる水 X-② 清らかな水が育んだ醸造文化と暮らし X-③ 近代の利水の歴史 X-④ 用水整備による安定的農業の実現

歴史文化の特徴と

関連文化財群・文化財保存活用区域の設定

地区ごとの歴史文化の特徴



関連 文化財群

東海湖由来の
湿地の植物

古代史の舞台
久留倍官衙遺跡
と朝明郡

中世の城跡
北勢四十八家と赤堀三家

近世東海道と四日市宿

産業都市四日市の礎
となった近代産業

勇祭!鯨船行事

漁師町の歴史文化
富田、富洲原

近代産業発祥の地
四郷の歴史文化

文化財保存活用
区域

関連文化財群（歴史文化のテーマ）

1 東海湖由来の湿地の植物 (p.121)

市内の丘陵地には、600 万年前から 100 万年前まで存在した**東海湖（東海湖盆）**に由来する湿地があります。湿地には東海地方の固有種をはじめとする貴重な植物が多数生育しています。



御池沼沢植物群落

2 古代史の舞台 久留倍官衙遺跡と朝明郡 (p.126)

古代の四日市は、北部は**朝明郡**、南部は三重郡に属していました。久留倍官衙遺跡は、朝明郡の役所の遺跡であり、壬申の乱や聖武天皇東国行幸に関わる古代史の舞台ともなりました。



久留倍官衙遺跡

3 中世の城跡 北勢四十八家と赤堀三家 (p.131)

この地方は**北勢四十八家**といわれる土豪達が群雄割拠していました。市内には約 40 カ所の城館がありました。中でも**赤堀三家**は赤堀・浜田・羽津に城を築き、北勢地方で勢力を張ったと語られています。



浜田城址（鶴の森公園）

4 近世東海道と四日市宿 (p.136)

江戸時代、**四日市宿**は 43 番目の宿場町となり、人と物の往来が活発でした。また、富田は立場、日永は間の宿としてにぎわいました。**日永の追分**は、伊勢参宮道との分岐点でした。



日永の追分

5 産業都市四日市の礎となった近代産業 (p.141)

幕末より、四郷地区をはじめとして本市では**近代産業**が盛んとなり、**四日市港**の発展や**鉄道**の整備による輸送力の増強に伴い近代化が進み、産業都市となりました。



旧四郷村役場

6 勇祭！鯨船行事 (p.147)

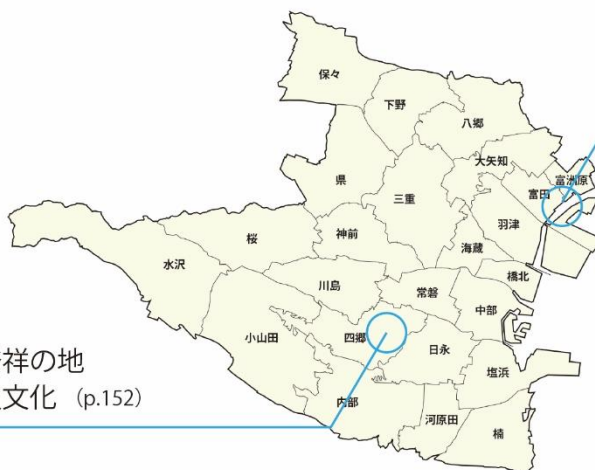
北勢地方に現存する陸上の模擬捕鯨行事です。鯨を豊饒の象徴とみなし、これを仕留める演技を行うことによって、**大漁や豊饒を祈願**するこの地域に伝承する行事です。



鳥出神社の鯨船行事

文化財保存活用区域

1 近代産業発祥の地 四郷の歴史文化 (p.152)



2 漁師町の歴史文化 富田、富洲原 (p.155)

関連文化財群と文化財保存活用区域の一覧

※関連文化財群と文化財保存活用区域を構成する「歴史文化遺産リスト」は資料編にあります。



市内における関連文化財群と文化財保存活用区域

（２）関連文化財群

関連文化財群 1 東海湖由来の湿地の植物

【概要】

本市の丘陵地裾部には、湧水によって成立する湿地が見られます。その多くが、600 万年前から 100 万年前まで存在した東海湖（東海湖盆）※の堆積と関係しています。これらの湿地には、東海地方の固有種をはじめとする、湿地の貴重な植物が多数生育しています。これらの湧水湿地は、里山の自然として、古くから人間活動との密接な関係の下、盛衰を繰り返してきました。※湖成あるいは河成による淡水性の堆積物により埋まった堆積盆地。以前は東海湖と呼ばれていたが、近年は東海湖盆と呼ばれることが多い。

【ストーリー】

○豊富な湧水

東海地方には、弱酸性・貧栄養の湧水により形成された比較的小面積の湧水湿地を中心に多数の湿地が分布します。このような湿地には、地域の固有種や絶滅危惧種が多数自生しています。また、伊勢湾沿岸に特徴的に分布するイヌナシ、シデコブシ、ヘビノボラズ、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケ等、固有・準固有の植物があります。

本市内にも、国指定天然記念物「東阿倉川イヌナシ自生地」・「西阿倉川アイナシ自生地」、県指定天然記念物「川島町のシデコブシ群落」、市指定天然記念物「桜町シデコブシ群落」等、複数の自生地があるほか、指定を受けていない自生地も各所に見られます。

国指定天然記念物「御池沼沢植物群落」には、東海地方の固有種だけでなく、ミズギボウシ、サワシロギク、キセルアザミ等、レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種をはじめとする湿地の植物が多数生育しています。さらに、^{だんち}暖地性のミクリガヤと^{かんち}寒地性のヤチヤナギが共存している等、過去の気候変動や地層の堆積が植物群落成立に大きな影響を及ぼしていることがわかる、植物地理学上貴重な湿地です。

○湧水湿地が成立する地質・地形

湧水湿地が成立する地層の多くは、600 万年前から 100 万年前まで存在した東海湖（東海湖盆）の堆積と関係しています。東海湖の堆積は、粘土層と砂礫層の互層になっており、崖や段丘地形でこの堆積が露出している場合に、透水層である砂礫層からの湧水により湿地が成立します。東海湖の堆積は、本市内の広い範囲に広がっており、市内の各所で露頭や湿地を確認することができます。

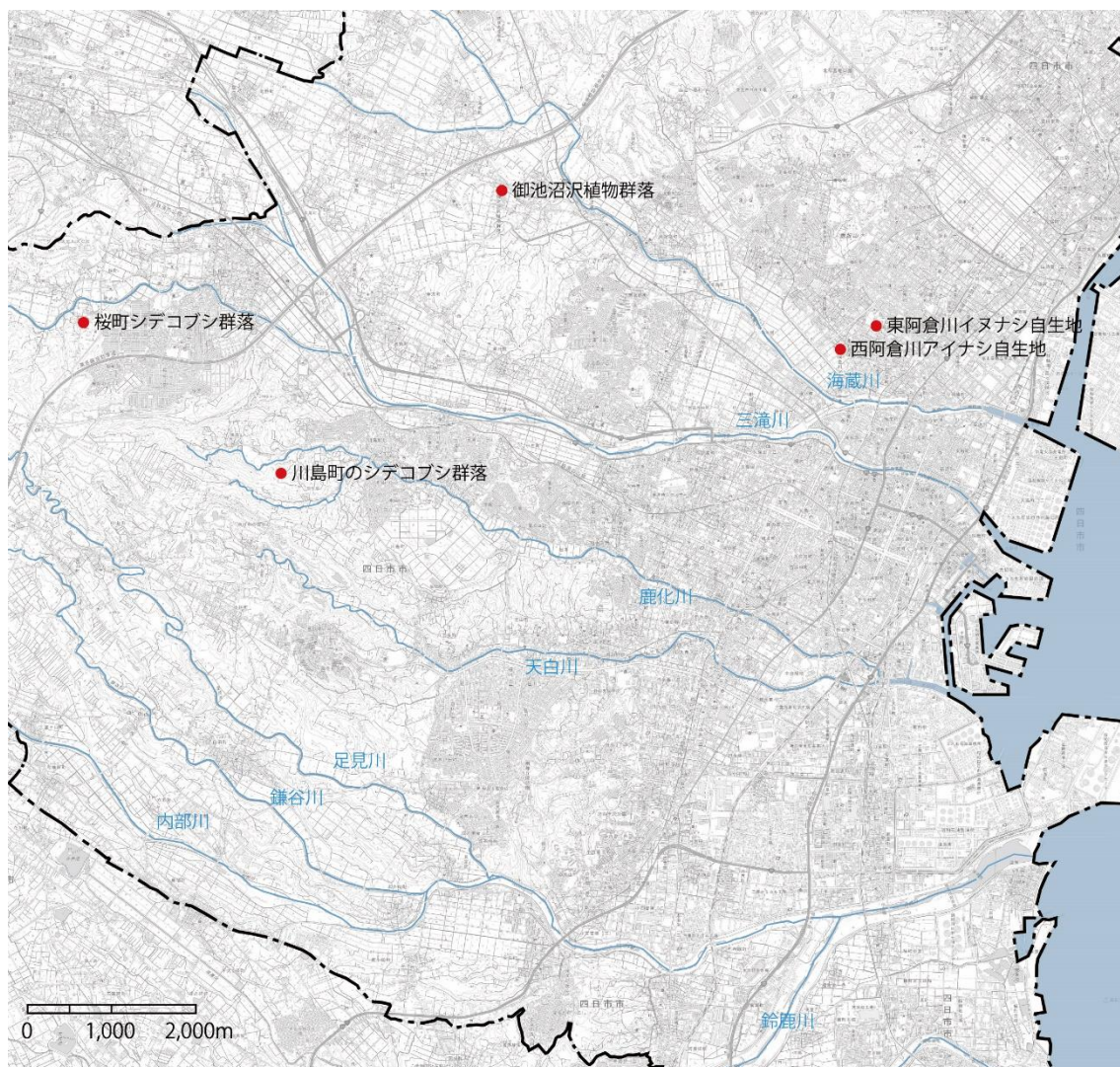
○植物が持続して生育する人為的な要因

湧水湿地に見られる植物は、弱酸性で貧栄養な環境に生育するため、ほとんどが小型の植物で、ほかの植物の進出、土砂の流出や、人間の活動による環境改変の影響を受けやすいものです。湧水湿地の多くは、集落に近接する里山の一部であり、湿地に生育する植物や動物が生活資源として利用され、適度にかく乱により生育環境が保たれた場合には、植物群落が維持される場合もありました。御池沼沢植物群落も、元々 13ha に及ぶ大きな一つの池で、

生育するヨシやアンペライが生活資源として利用されていました。



「関連文化財群 1 東海湖由来の湿地の植物」を構成する「歴史文化遺産」と関係性の整理



「関連文化財群 1 東海湖由来の湿地の植物」を構成する「歴史文化遺産」の分布

【課題】

○開発や遷移による生育環境の縮小

周辺の開発や市街地化が進むことで、動植物を取り巻く環境が変化しています。自然が遷移し、少しずつ植生の変化が起き、生育可能な環境が縮小しています。環境整備等により、生育環境を守り続ける必要があります。

○保護活動の担い手不足

環境の保全は、地区（地域）のボランティア等に支えられています。ただし、生育環境を維持していくためには十分ではありません。多様な世代の参加を募る等、担い手を維持し、また増やしていく必要があります。

○環境への理解が不足

貴重な環境が残っているにも関わらず、現状では周知が不十分です。維持していくためには、周辺環境も含めて、多くの市民の理解を深め、関心を持ってもらう必要があります。きっかけとなるような、自然環境と接する機会や学ぶ場を作っていく必要があります。

○広域連携の不足

自然環境や生態系は市域を超えて一体的に形成されていますが、広域的な保存・活用がなされていません。

【方針】

○生育環境を守りながら、市民が親しめる場、機会の創出

生育環境を保全するための環境整備を行います。同時に、市民が見学や観察、学習等ができる施設整備を実施します。また、ボランティア活動等の市民活動を促進し、市民や専門家の参画のもと環境維持を行います。

○自然を生かした環境学習、地区（地域）学習の促進

自然を生かした多様な学びをつくります。小中学校と連携して、環境保全を含めた環境学習の機会をつくります。学年に応じて、継続した学びを作れるようなプログラムを構築します。

○情報発信の充実

ホームページ、SNSを活用し、積極的な情報発信を行います。また、案内冊子・マップ等の作成により、来訪者を受け入れます。

○広域連携の促進

東海湖由来の湿地の植物群落を有する他の自治体と連携して取組めます。定期的な情報交換や交流を行います。

[関連文化財群 1 東海湖由来の湿地の植物 取組み]

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
 実施時期 I期：R6～8年度、II期：R9～11年度、III期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区や地区管理者	所有者	専門家	一 期	二 期	三 期	
57	御池沼沢植物群落の管理・活用（守る 15 関連）	『御池沼沢植物群落保存活用計画』を策定し、計画に基づき、観察環境の再整備や市民ボランティアの学習活動拠点となる施設整備や活用を行っている。		既存 拡充	◎	○		○	→			市費 県費 国費
58	「文化財維持管理事業」（守る 15 関連）	市が所有する天然記念物（イヌナシ・アイナシ）の草刈等の環境整備を行う。ボランティアや地区（地域）等と協働する。また、地区（地域）が管理しているシデコブシも対象とする。		既存 拡充	◎	○			→			市費
59	環境学習事業（知る 11 関連）	中学生を対象として、天然記念物等の環境学習を行う。		既存 継続	◎	○			→			市費
60	地区（地域）で行う学習講座（知る 13 関連）	天然記念物に関心を持ってもらうため、地区（地域）学習講座を開催する。御池沼沢植物群落等の天然記念物を中心に、関連文化財群「東海湖由来の湿地の植物」の周知を行う。	●	新規	◎	◎	○	△	→			市費
61	「文化財」マップの作成（活動を育む 34 関連）	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信を行う。		新規	◎	◎			→			市費
62	情報発信（活動を育む 32 関連）	御池沼沢植物群落を中心とした天然記念物等のホームページの作成、充実、デジタルコンテンツを拡充する。SNSの活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。（オープンデータ化）既存の案内板に二次元コードを設置する。		既存 拡充	◎	△	○		→			市費
63	他自治体との連携（未来へ継承 56 関連）	東海湖由来の湿地の植物群落を有する他自治体と広域連携して、情報交換や交流を行う。	●	既存 拡充	◎			△	→			市費

【概要】

古代の四日市は、北部は朝明郡、南部は三重郡に属していました。

古代朝明郡については、朝明郡衙と考えられる久留倍官衙遺跡の発掘調査の成果や、西ヶ広遺跡等の多くの遺跡により、当時の律令国家における地方支配体制の状況が判明しつつあります。また、壬申の乱や聖武天皇東国行幸に関わる古代史を語るうえで重要な歴史上の舞台となり、それに関わる伝承が現在でも各箇所に残っています。

朝明郡は、平安時代の「延喜式」神名帳に登載される神社が伊勢国で3番目に多く、23社24座あります。そのうち、耳常神社（下之宮町）は朝明郡司船木氏との関わりがあります。船木良見は良源（元三大師・慈恵大師）に帰依して大伽藍の寺院を建立し、垂坂観音寺はその奥の院であったといわれています。

【ストーリー】

○久留倍官衙遺跡

朝明郡衙と考えられる遺跡であり、①政庁・正倉院等の施設の全体像や3時期の変遷が分かる遺跡である、②古代の役所は通常南向きであるのに対して、この遺跡は東を向いている、③「壬申の乱」、「聖武天皇東国行幸」の史実と結びつく可能性がある等、古代史を知る上で大切な遺跡として、平成18年に国指定史跡に指定されました。

このように、久留倍官衙遺跡は、古代の朝明郡の中心で、その後の当地の地方社会の形成を考える上で、重要な史跡として保存されています。

○壬申の乱

『日本書紀』によると、大海人皇子（後の天武天皇）が壬申の乱の際に、三重郡家を経て迹太川のほとりで天照大神を遥拝して戦勝祈願し、朝明郡家に立ち寄ったとされています。周辺には、遥拝所跡として伝えられる「天武天皇迹太川御遥拝所跡」（県指定史跡）等があるほか、市内に史跡や伝承地が点在しています。また、三重郡に属しますが智積廃寺は、壬申の乱の功績の証として、天武天皇からの援助で建立されたとの説もあり、古代の仏教の伝播を考える上で重要です。

○聖武天皇東国行幸

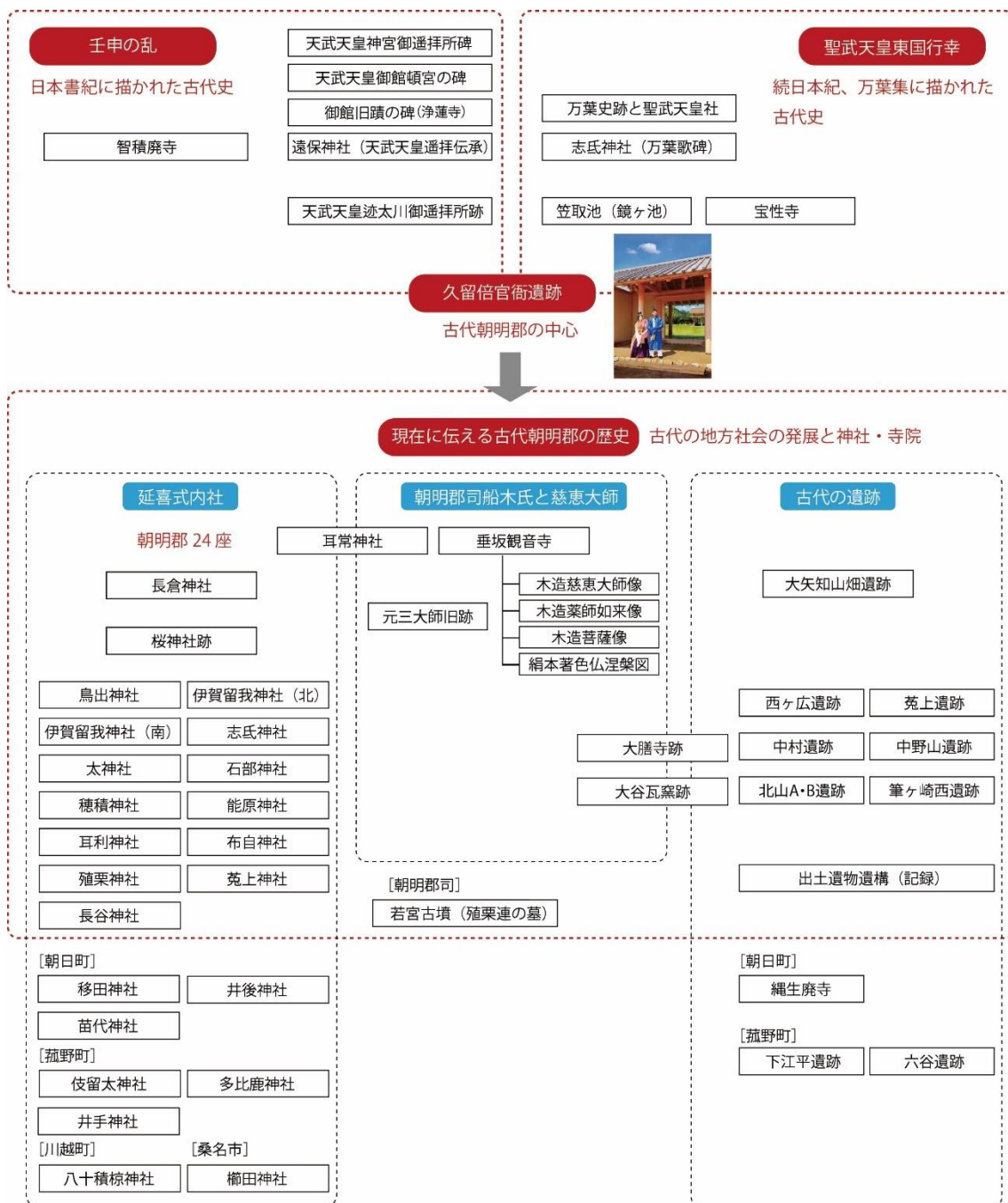
『続日本紀』によると聖武天皇は東国行幸の際に、朝明郡に入り2泊しており、『万葉集』には現在の四日市市域で詠まれたとされる歌が4首収載されています。宿泊地として『続日本紀』には「朝明郡」、『万葉集』には「朝明^{あんぐう}行宮」、「狭残^{さざのあんぐう}行宮」と記されています。また、「万葉史跡と聖武天皇社」（市指定史跡）、「鏡ヶ池（笠取り池）跡」等の史跡や伝承地があります。

○現在に伝える古代朝明郡の歴史

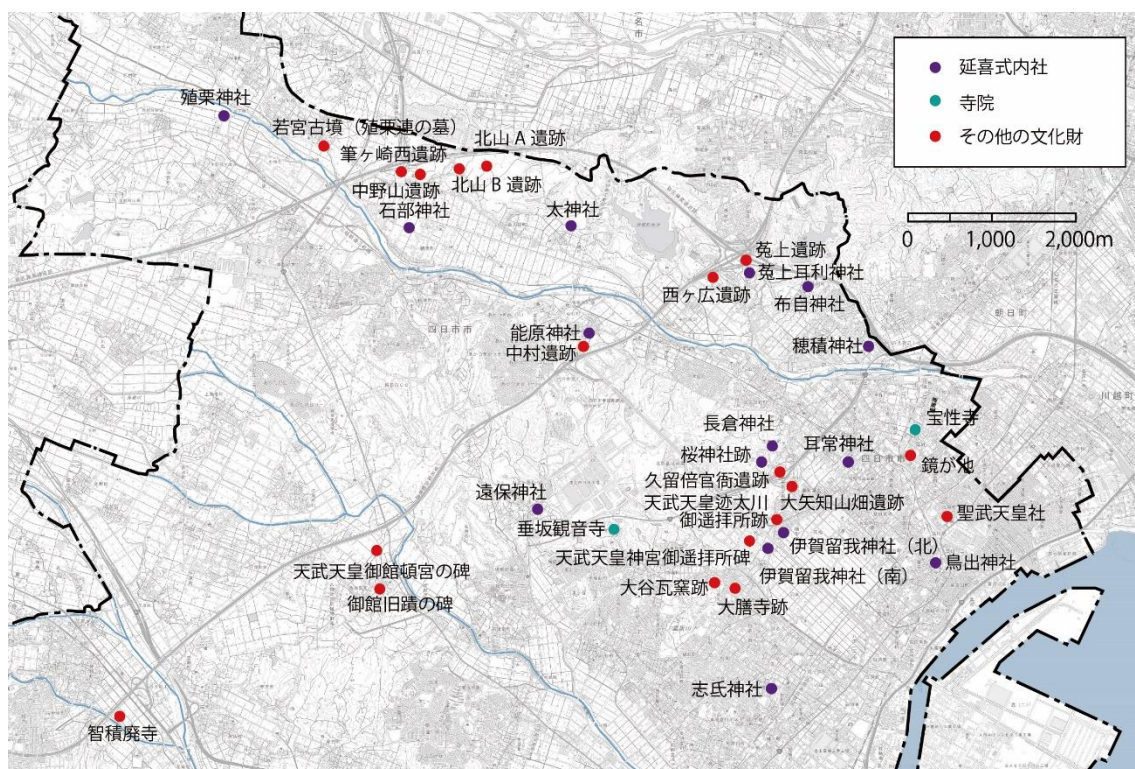
朝明郡の古代社会の様子を現在に伝える遺跡が多くあります。また、延喜式内社は朝明郡

内には24座が存在します。そのうち市内には推定で15座が見られます。

郡司であった船木氏にかかる「歴史文化遺産」も多く残ります。若き日の慈恵大師が大乗受戒で伊勢を行脚中、朝明郡の領主船木良見の帰依寄進をうけ、延長6（982）年、垂坂山に堂塔を建てたのが、垂坂観音寺の由緒と伝えられます。現在も多くのお像があり、信仰を集めています。大膳寺跡はその寺の一つと伝わり、発掘調査で土馬や大量の瓦が出土し市指定史跡に指定されています。また、延喜式内社でもある耳常神社は、船木氏の祖先神である「神八井耳命」が主神として祀られています。



「関連文化財群2 古代史の舞台 久留倍官衙遺跡と朝明郡」を構成する
「歴史文化遺産」と関係性の整理



「関連文化財群 2 古代史の舞台 久留倍官衙遺跡と関連文化財」を構成する
「歴史文化遺産」の分布

【課題】

○久留倍官衙遺跡の価値の発信が不十分

本市では久留倍官衙遺跡公園（くるべ古代歴史館、くるべ古代歴史公園）として整備し、遺跡に関する発信を行っています。ただ、現状では情報発信が十分ではないため、コンテンツの充実を図り、歴史体験や学びのメニューの多様化等により、取組みを行っていく必要があります。

○古代朝明郡の「歴史文化遺産」の周知及び巡るための環境整備が不十分

市内には、古代朝明郡に関連する文化財が点在しています。寺社等、地区（地域）でも大切な「歴史文化遺産」として認識されているものも多い一方で、体系的な紹介や情報発信等を行われていないため周知が不十分です。また、巡るための環境整備が不足しています。それぞれの「文化財」の関連性を含めて包括的な周知を行い、環境整備を整備し、活用を進めていく必要があります。

○「文化財」の連携不足

久留倍官衙遺跡の周辺には、先史時代からの「文化財」が集積していますが、現在は個別に発信することにとどまっています。久留倍官衙遺跡公園を拠点として、関連する文化財群としての取組みを行っていく必要があります。

○広域連携の不足

古代朝明郡に関連する「文化財」は本市だけでなく、周辺自治体にも広がっています。関連する自治体と相互連携を図り、文化財群としての取組みを行っていく必要があります。

【方針】

○久留倍官衙遺跡を拠点とした魅力発信

久留倍遺跡公園（くるべ古代歴史館、くるべ古代歴史公園）を拠点として、周辺の「文化財」を地区（地域）の魅力をとって発信します。公園を市民の憩いの場として利用を促進するとともに、展示の充実やイベントの実施、ボランティアとの協働による様々な体験や学びのメニューを作ります。デジタル技術を用いて、古代空間体験ができるようにします。また、ウォーキングの実施や施設巡りのルートやプログラムの整備、学習講座の実施により、周辺地区（地域）へ「文化財」を活かした取組を広げていきます。

○「文化財」の関係を周知するコンテンツの作成、発信

それぞれの情報を集約し、一体的な情報発信を充実します。全体のストーリーを紹介するコンテンツを作成し、一体的に理解、学べるような内容とします。

○「文化財」を巡ることができる環境の整備

地域外からの来訪者を受け入れ、歴史文化を理解できるよう、周辺を巡るルートの設定や「文化財」マップづくりを行います。また、交通事業者と連携してそれぞれの「文化財」へのアクセスを向上させるよう検討します。

○広域連携の促進

古代の「文化財」を有する他の自治体と連携して取組めます。定期的な情報交換や交流を行います。

【関連文化財群 2 古代史の舞台 久留倍官衙遺跡と朝明郡 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区・地域	管理者	専門家	一期	二期	三期	
64	久留倍官衙遺跡の周知に関する取組み、公園の管理（知る 11・13、守る 15、活動を育む 46 関連）	『史跡久留倍官衙遺跡保存活用計画』に基づき、公園を管理し、くるべ古代歴史館を拠点として、遺跡の魅力を発信し周知する。公園ボランティアと協働しながら地区（地域）の人々、子どもたちや若い世代が本遺跡を自分たちのまちの誇りとして感じられるような取組み（企画展示、イベント、出前講座）を進める。		既存継続	◎			△	→			市費
65	久留倍官衙遺跡まつり	久留倍官衙遺跡及びその周辺の史跡を巡るウォークの実施やコンサート、壬申の乱等を題材にした講演会、シンポジウム等を行う。		既存継続	◎	○		△	→			市費
66	情報発信（活動を育む 32 関連）	久留倍官衙遺跡公園のホームページの作成、充実、デジタルコンテンツを拡充する。SNS の活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。（オープンデータ化）既存の案内板に二次元コードを設置する。		既存拡充	◎	△	○		→			市費

67	デジタル技術を用いた古代空間体験	VR、AR等の開発、運営を行う。	●	新規	◎			○		市費 国費
68	地区（地域）で行う学習講座（知る13関連）	久留倍官衙遺跡を中心として古代に関する地区（地域）資料や歴史文化に関心を持ってもらうための学習講座を開催する等、関連文化財群「古代史の舞台 久留倍官衙遺跡と朝明郡」の周知を行う。	●	新規	◎	◎	○	△		市費
69	「文化財」の整備（知る7関連）	説明板を設置する等、関連する「文化財」の整備を図る。		新規	◎					市費
70	古代史をたどる道の整備	久留倍官衙遺跡を中心として、周辺を巡ることができるルートを設定、サイン等の整備を検討する。		新規	◎					市費 県費 国費
71	交通事業者との連携（活動を育む46関連）	交通事業者と連携して、来訪者が「文化財」を巡るルートを作る。アクセスを連携する。		新規	◎	○		◎ 民間		市費 民間
72	「文化財」マップの作成（活動を育む34関連）	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信を行う。		新規	○	◎	△			市費
73	他自治体との連携（未来へ継承56関連）	古代の「文化財」を有する他自治体と広域連携し、情報交換や交流を行う。		既存 拡充	◎					市費

【概要】

平安時代後期より、この地は伊勢平氏が基盤を築きましたが、平氏滅亡後、鎌倉幕府の勢力が浸透していきました。南北朝時代、室町時代になると、様々な土豪が入り交じって城を築きました。市内には、鎌倉時代から戦国時代の城館が約40ヶ所想定・確認されています。京都、近江等、様々な地域へとつながる道があったこの地は、戦略上重要な場所でした。また、伊勢湾では早くから海上交通が盛んで、室町時代になると守護が海上支配に乗り出し、ほんけいご本警固と呼ばれる海上関が設けられました。文明年間になると本警固に加えて新警固が設けられ、その中に「四日市」の名が見えてきます。しかし、織田信長の北伊勢侵攻によりその支配下に入り、その後、織田信雄、豊臣秀吉の統治を経て、近世を迎えます。

【ストーリー】

○戦乱の始まり

平将門乱の後、伊勢国に定着した伊勢平氏が勢力を確立しました。平清盛死後、平家主流が滅亡すると、元久元（1204）年に平家残党が伊勢守護山内首藤経俊に対し反乱を起こしました。「三日平氏の乱」と称されますが、12日間で鎌倉幕府軍により鎮圧されました。市内には関わったといわれる高角城跡、松本城跡や日永城跡等がありますが詳細は不明です。

元弘3（1333）年に鎌倉幕府が滅びると、明德3（1392）年の南北朝の統一まで、伊勢国は南朝方（伊勢国司北畠氏等）・北朝方（伊勢守護等）が入り乱れ、大矢知砦、垂坂山古戦場等は戦いの場となったといわれています。室町時代になると、伊勢守護は土岐氏、細川氏、山名氏、仁木氏等が幕府から任命されましたが、その権威は弱いものでした。このため、北勢地域では後世に「北勢四十八家」と呼ばれた土豪が勢力を有していました。

○北勢四十八家の伝承と史料

北勢四十八家とは、『せしゅう勢州軍記』等、近世の軍記や地誌による呼称で、北勢地域の土豪の総称です。大きな勢力をもつ武将は存在せず、数が多いという意味から四十八家といわれ、多くは伊勢守護を介さずに幕府直属の奉公衆として組織されていました。小規模な土豪が多く存在したのは、北勢地域の特色です。

北勢地域に配置した奉公衆のうち、朝明郡の奉公衆は「十ヶ所人数」と呼ばれ、朝倉、海老名、佐脇、疋田、富永、横瀬、南部の諸氏で構成されました。一方、員弁郡・朝明郡の国人のまとまりは「北方一揆」と呼ばれ、伊坂、萱生等の諸氏で構成、幕府直属の集団（一揆）として、戦国時代を生き抜いていきました。

○赤堀三家の伝承と四日市の起こり

これらの土豪の中でも、四日市の歴史上著名なのは赤堀三家です。応永年間（1394～1428）、田原孫太郎景信が上野国赤堀庄から移り赤堀城を築いたとの伝承があります。景信は、長男の盛宗を羽津に、次男の秀宗を赤堀に、三男の忠秀を浜田に配したとされ、文明年間（1469～1487）に三家に別れ、赤堀三家は北勢地方で勢力を張ったと語られています。三男の忠秀

は、浜田城を現在の鵜の森公園に築き、城の西方にあった東海道を東に移して交通の便を図ったと伝えられます。また市場の整備が行われたのもこの時期で、毎月4の付く4・14・24日に市が開かれたことが、四日市の地名の起こりと伝えられます。ただし、赤堀三家に関する史料はいたって限定的で、これらの伝承を史料から裏付けることは難しいです。一方、赤堀城跡では発掘調査が行われ、城の存在を裏付ける遺構や土器等の考古資料が見つっています。

「四日市」という地名の史料上の初見は、文明5（1473）年の新警固に関する文書『文明五年宮司引付』（新たに設けられた新警固に対して伊勢神宮がその停止を求めたもの）に「四ヶ市庭浦」の名が見え、市場と付属する港湾施設が存在したことが知られます。

○地形を活かした築城

この時代の多くは山城で、周囲に空堀を巡らせ、土塁で建物の周りを囲み、周囲が見渡せる小高い山や丘の上に築城されました。用水や水運を通じて、川筋・流域は重要な意味があり、流域の岸丘陵上に濃密に連なって築城されています。一方で、富田城や蒔田城等の平城もあります。市場城跡、保々西城跡等、朝倉氏一族の城跡が4カ所あり、その周辺には大樹寺や浄蓮寺等の関係する寺院が見られます。また、後藤氏が築城したとされる采女城跡は郭・空堀・土塁が良く残っていて、規模においても北勢屈指の山城です。周辺には、菩提寺である成満寺や、それぞれの城跡の周辺には城下が形成され、現在も城主等に関連する「文化財」が残っています。伊坂城跡は発掘調査が行われ、大規模な櫓門の礎石が見つかり、伊坂ダムに移築されています。

○織田信長の北伊勢侵攻

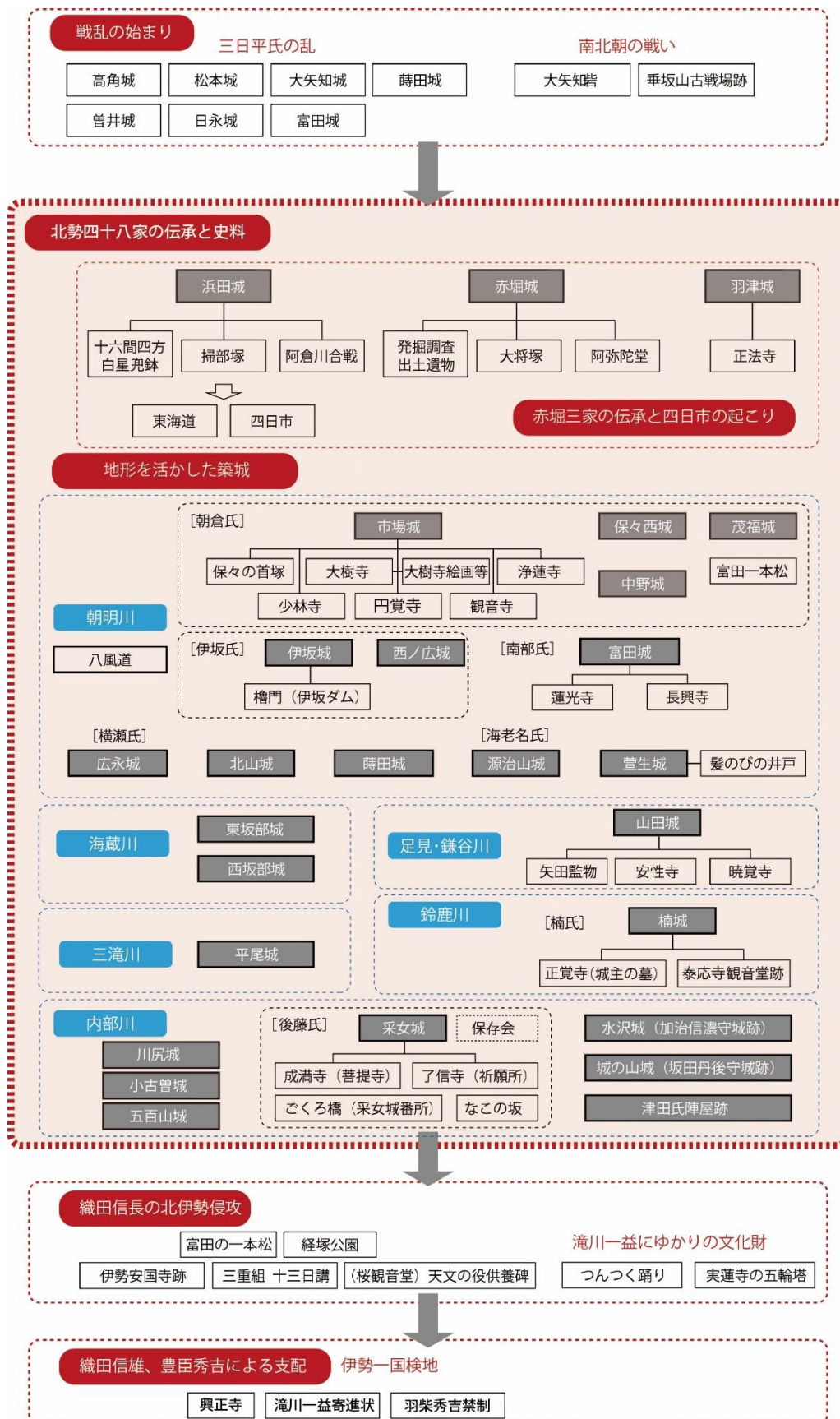
織田信長の北伊勢侵攻により、多くの城館や寺院が焼き討ちにされたと語られてきました。ただし、史料からは、土豪の多くは織田の家臣団に組み込まれたと考えられます。その後、朝明郡・三重郡は、織田家の配下である滝川一益の支配下に入ったとされます。

市内には様々な伝承が残ります。富田の一本松は、一益の軍勢が上陸の目標にしたといわれます。また、経塚公園は兵火によって焼失したといわれる西徳寺の僧が、経典の消失を憂い、大般若経を埋納したと伝えられています。日永つんつく踊りの起源は、滝川一益との関連がいられています。一益の母の隠居所を日永実蓮寺に建築するために地固め工事に歌った歌謡と動作を踊りとしたもの、または、一益が天白川の堤防を築く際に土を固める動作で踊られたのが始まりといわれており、市指定無形民俗文化財に指定されています。

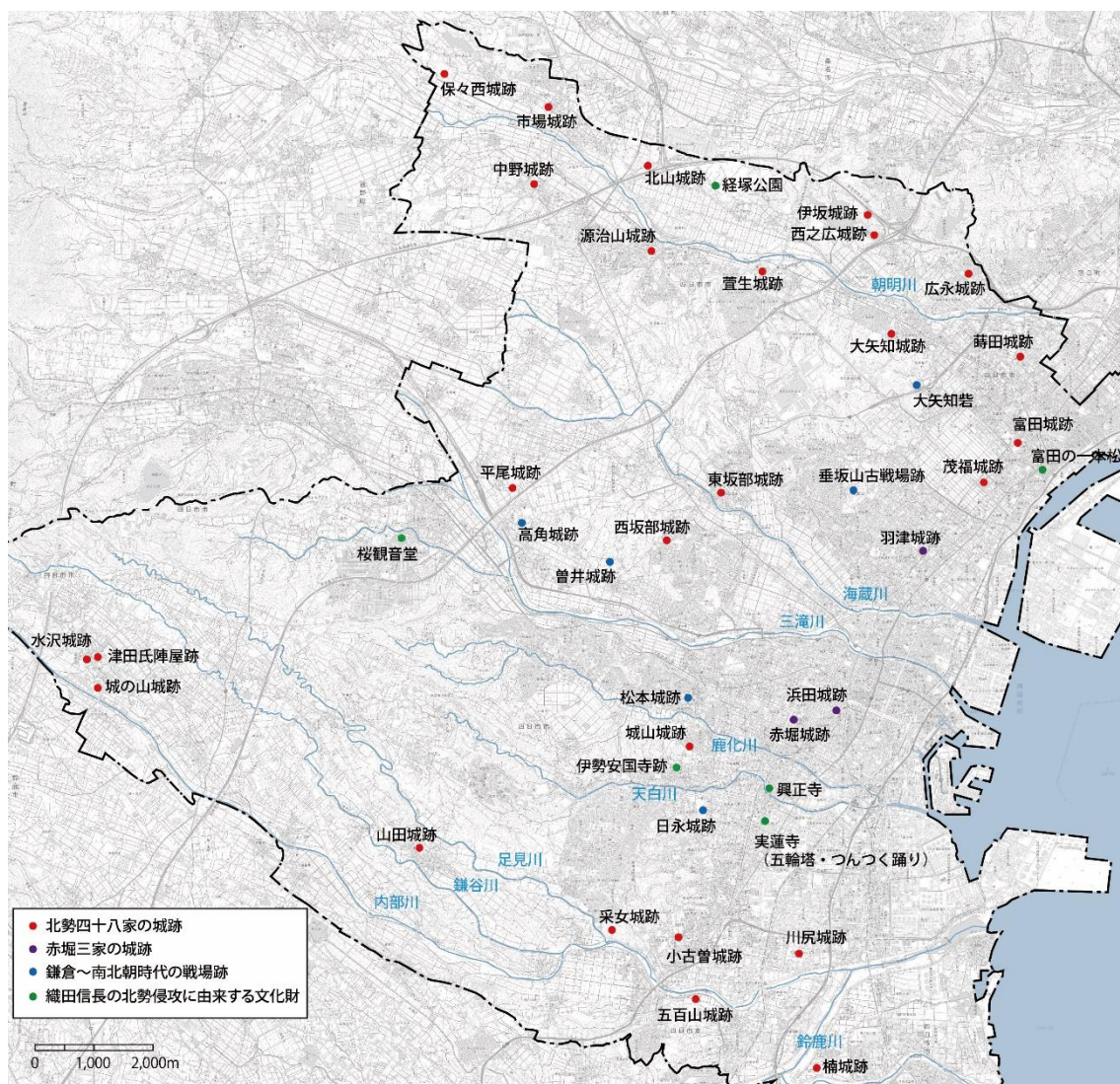
○織田信雄、豊臣秀吉による支配

本能寺の変後、織田家臣団の争い中で勝利を得た羽柴（豊臣）秀吉は、滝川領を織田信雄に与え、信雄は伊勢を支配、知行割に着手し、土豪は信雄の家臣団に組み込まれました。天正18（1590）年に信雄が転封されると、豊臣政権による直接統治が行われ、文禄3（1594）年には伊勢一国検地、いわゆる太閤検地が実施され、北勢地域の土豪の多くは本領地を離れたか、農民化したと考えられ、近世社会を迎えます。興正寺には、どちらも市指定有形文化財である「滝川一益寄進状」、「羽柴秀吉禁制」の古文書があり、北勢地域の支配体制の一端

がわかる貴重な資料となっています。



「関連文化財群 3 中世の城跡 北勢四十八家と赤堀三家」を構成する「歴史文化遺産」と関係性の整理



「関連文化財群 3 中世の城跡 北勢四十八家と赤堀三家」を構成する
「歴史文化遺産」の分布

【課題】

○城跡の現状把握調査が不十分

城跡は、特別な管理や整備がされておらず、地区（地域）の中での「文化財」としての価値が共有されていない場合も多くあります。現況の保存状況を把握し、記録するとともに、地区（地域）の状況にあわせた活用を図っていく必要があります。

○立入りが困難な城跡の認知不足

城跡の多くは現在山林となっており、立入りが困難で、わかりにくい状態です。また、個人が所有する敷地となっている場所も多く、地区（地域）等が関わることはできない状況です。市民が理解できるような形で、環境整備を図る必要があります。

○関係する「文化財」の一体的な活用、情報発信が不十分

市内には多くの城跡が現存しており、各地区（地域）で大切にされています。歴史的な経緯を見ると、それぞれ関連性を有していますが、現在は単体での取組みにとどまっています。それぞれの「文化財」についての理解を深め、また、取組みの充実を図るためには、地区（地

域)間の連携により、一体的な活用や情報発信を行っていく必要があります。

【方針】

○地元の理解下での城跡調査と活用整備

市内における城跡等について、現況把握のための調査を行います。また、地元の理解のもと、植物伐採や案内看板設置等の環境整備を行い、歴史を学ぶ機会をつくります。

○城跡の周知・発信と理解の促進

城跡の価値に関しての情報発信や学習会等の実施により、地区（地域）における理解を深めます。

○市域における中世の歴史ストーリーを活かした取組み

中世の城跡をはじめ、関連する「文化財」をつなぎ巡るようなコース設定やマップ作成等を行い、情報発信していきます。

【関連文化財群 3 中世の城跡 北勢四十八家と赤堀三家 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
実施時期 I期：R6～8年度、II期：R9～11年度、III期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区や地区外	管理者	専門家	一期	二期	三期	
74	城跡現況把握調査 (知る1関連)	保存と活用に向けた城跡の現況把握調査を行う。	●	新規	◎	○	○	△	→			市費
75	城跡活用整備 (知る7関連)	保存状況の良い城跡について、地元と連携しての案内板の設置やウォーク等活用整備を図る。史跡指定を検討する。	●	新規	◎	◎	○	△	→			市費
76	地区（地域）で行う学習講座 (知る13関連)	地区（地域）資料や歴史文化に関心を持ってもらうための学習講座を開催する等、城跡や関連文化財群「中世の城跡 北勢四十八家と赤堀三家」の周知を行う。		新規	○	◎	△	△	→			市費
77	中世城館巡り (活動を育む32・46関連)	中世城館や周辺の関連する「文化財」巡りができるようなコース設定、ストーリーづくりを行い、情報発信する。		新規	◎	○	△		→			市費
78	「文化財」マップの作成 (活動を育む34関連)	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信を行う。		新規	◎	◎			→			市費

関連文化財群 4 近世東海道と四日市宿

【概要】

近世の東海道が、本市平野部臨海地域を南北に貫きます。四日市は東海道五十三次のうち43番目の宿場町として栄え、参勤交代や伊勢参宮等、人と物の往来が活発でした。

伊勢参宮道への分岐点となる日永の追分（県指定史跡）には間の宿があり、京へ上る人や伊勢参りに行く人で賑わい、旅人のお土産となった日永うちわや足袋等、地場産業も盛んになりました。また、八風道や菰野道等、周辺地域へとつながる重要な街道の起点となりました。

【ストーリー】

○東海道の街道景観

街道沿いには、町家形式の歴史的建造物や街道松等が残っており、歴史的な街道景観、町並みを見ることができます。

また、川と交差する箇所では、川を取り込んだ景観が形成されています。橋のたもとには常夜燈や道標が置かれ、歴史的な伝承が伝えられる橋等の構造物もあります。現在も、さくら祭り等、地区（地域）住民により川を活かした景観づくりが行われています。

○寺社と祭礼行事

街道沿いには多くの寺社が建ち、近世以前からの四日市の成り立ちを伝えます。寺社は信仰の拠り所となり、寺社の法会や神事のほかに、寺社に奉納する祭礼行事が生まれました。

諏訪神社の祭礼である四日市祭では、大入道や鯨船等の多彩な形態の山車が奉納されます。山車は、氏神として祀る町場や東海道沿いの村から出ていました。市内各地には、桑名から伝わった石取祭等、街道の交流から生まれた祭礼行事があります。

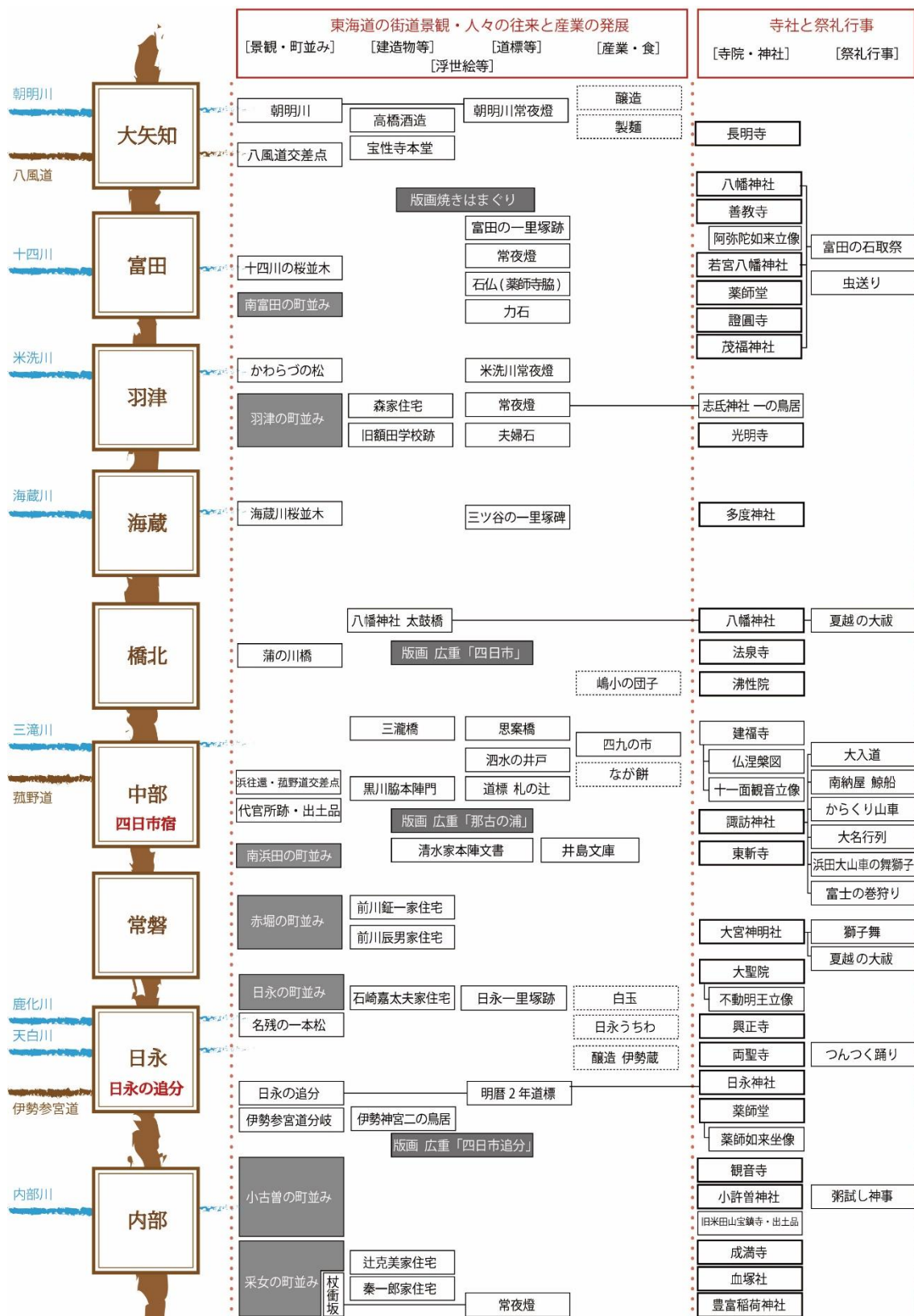
○人々の往来と産業の発展

街道沿いには一里塚跡、石碑や道標等の石造物が多く残っています。また、街道の風景は、浮世絵等にも描かれ、現在に伝わります。

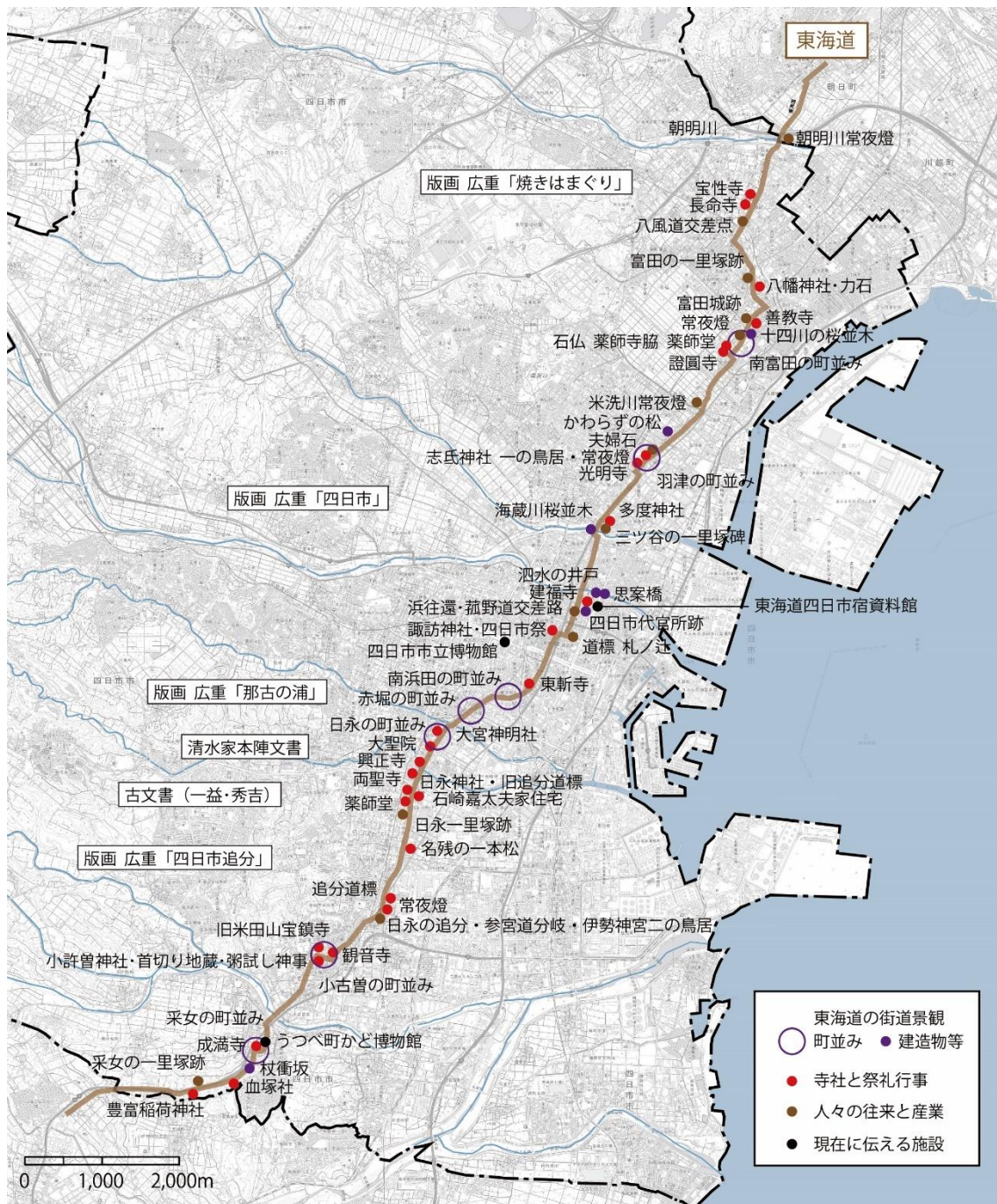
人々の活発な往来があったことで、地域の中で多様な生業が生まれ、盛んになりました。うちわや醸造、製麺等の地場産業のほか、団子や餅等を旅人が立ち寄って、賞味をし、お土産として買われたものが今も残ります。

○歴史文化を伝える施設

街道沿いには、歴史文化を現在に伝える施設が整備されています。郷土資料館やまちかど博物館等、歴史文化の特色を活かして情報発信がなされています。



「関連文化財群4 近世東海道と四日市宿」を構成する「歴史文化遺産」の関係性の整理



「関連文化財群 4 近世東海道と四日市宿」を構成する「歴史文化遺産」の分布

【課題】

○街道に関する「文化財」の消失・減少

街道沿いの建造物の建替え、石造物等の老朽化・風化が進み、街道の歴史文化が感じられなくなりつつあります。街道の歴史的な趣を継承していくためには、建造物だけでなく多様な「文化財」を守っていく必要があります。

○街道や宿の歴史文化を感じることもできる地区（地域）の減少

街道沿いには、街道の歴史文化を現在に伝える寺社や石造物等が点在していますが、集積している地区は少なくなっています。街道としてのつながりを感じられるような積極的な

環境整備が必要です。

○街道全域の一体的な連携、取組みが不十分

東海道は本市を象徴する「文化財」ですが、街道としての一体的な魅力は発信できていない状況です。地区同士の連携や民間事業者等と協働しての取組みを行っていくことが必要です。

【方針】

○「文化財」の価値の再認識と継承

街道調査を継続して行い、街道沿いの「文化財」を発掘し、東海道を中心とした歴史文化を記録します。また、街道の歴史文化を継承するため、「文化財」の修理の計画検討を計ります。

○環境整備と回遊性の創出

街道沿いの町並み整備を検討します。また、道路整備等により歩きやすい環境をつくります。イベントの実施やマップ作成等のソフト事業もあわせて実施することで、来訪者の市域全体への回遊をひきだします。

○民間事業者等との連携・協働による魅力向上

街道沿いの店舗や交通機関と連携して、東海道の魅力を発信します。様々な主体の連携・協働したハード・ソフトによる多様な魅力を発信します。市全体に交差する街道も活かした、まちあるきイベント等を実施します。地区同士で連携・協働し、市全体へ広げ、さらには市域を超えて隣接する自治体と連携して取り組みます。

【関連文化財群 4 近世東海道と四日市宿 取組み】

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体				実施時期			財源
					行政	地区・団体	管理者	専門家	一 期	二 期	三 期	
79	「文化財」の調査（知る 1・3 関連）	関連する「文化財」調査を実施する。	●	既存 拡充	◎	○	△	◎	→			市費
80	「文化財」の修理計画	関連する「文化財」の修理の計画検討を図る。		新規	◎		◎	○	→			市費
81	「東海道整備事業」	東海道について、来訪者が安全に歩けるよう、カラー舗装や道路側溝等の整備を行う。		既存 継続	◎				→			市費 国費
82	サインや説明板の多言語化の充実（活動を育む 33 関連）	案内情報の多言語化の充実を図り、外国人への周知を行う。		新規	◎				→			市費 国費
83	「文化財」マップの作成（活動を育む 34 関連）	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信を行う。		新規	◎	◎			→			市費
84	街道ウォークの実施（活動を育む 46 関連）	東海道をはじめとした街道を巡るイベントを実施する。		新規	◎	○			→			市費
85	情報発信（活動を育む 32 関連）	ホームページの作成、充実、デジタルコンテンツを拡充する。デジタルコンテンツを使った東海道まちあるきを実施する。SNS の活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。既存の案内板に二次元コードを設置する。	●	新規	◎				→			市費
86	「東海道おもてなし事業」補助金（活動を育む 39 関連）	来訪者への東海道の魅力向上を図る事業を補助する。		既存 継続	◎				→			市費
87	交通機関等民間との連携（活動を育む 46 関連）	J R ・近鉄・路線バスと連携して、イベント等を実施し、来訪者に魅力を発信する。		新規	◎			◎ 民間	→			市費 民間

関連文化財群 5 産業都市四日市の礎となった近代産業

【概要】

幕末から近代にかけて、四郷地区では、製糸・製茶・醸造などの産業が盛んになり、四日市港の発展や鉄道による輸送力の増強に伴い、本市の近代産業発祥の重要な地の一つとなりました。5世・6世伊藤小左衛門や9世・10世伊藤伝七は、工場の機械化や輸出産業の近代化という流れを逸早く読み取って事業を拡大し、興した企業のいくつかは地元で根を下ろし、各地に伝播した企業は業態も変革し製品も多角化して、現代に適合しながら継承されています。また、これらの先人たちは学校の創設や役場建設の寄付、働き口創出のための工場建設等でも地域に大きく貢献したことから、今でも住民に敬われる存在となっています。

【ストーリー】

○近代産業の発祥 小左衛門・伝七と近代産業の起こり

5世伊藤小左衛門は庄屋農家に生まれ、家業である醸造業を営んでいました。横浜が開港すると、外国へのお茶や生糸の輸出が有望と考え、明治7(1874)年に器械製糸を開業し、富岡製糸場での視察を重ね、県内初の蒸気機関を取り入れました。また、6世小左衛門は良質な生糸を安定して生産・輸出するまでになりました。5世小左衛門は、その先見性から近代産業の祖と評されています。

9世伊藤伝七は、政府の紡績育成政策の二千錠紡績機の払下げを受け、明治15(1882)年、川島に三重紡績所(十基紡の一つ)を設立し、その後、10世伝七は渋沢栄一の助言と援助を受け、三重紡績会社を起業し、大規模生産を実現しました。大正3(1914)年には、大阪紡績と合併して東洋紡績株式会社を設立し、大正7(1917)年に操業を開始した東洋紡績富田工場は、東洋一の紡績工場と称されるまでになりました。

5世小左衛門と9世伝七という二大先覚者と跡を継いだ6世・10世の功績により、四郷は製糸、製茶、醸造といった産業が盛んになり、三重を代表する近代産業の発祥の地の一つとなりました。現在は、神楽酒造・田中酢店・白梅等、当時の面影を残す建物が残り、町並みの歴史的景観を形成しています。

その他、5世小左衛門は法蔵寺本堂を寄進し、また自宅で始めた私塾の笹川学校は、現在の市立四郷小学校の前身です。10世伝七は、郷土への恩返しにと大金を寄付し、大正10(1921)年に四郷村役場が建てられました。なお、この役場は、昭和57(1982)年に市指定文化財の指定を受け、大正時代の擬洋風建築を伝える歴史的建造物として保存・活用されています。また、村人の働く場として、村内に伊藤メリヤスの工場建設を積極的に行ったといわれています。

○近代四日市港の発展

四郷の近代産業発展の背景には、開国で生糸と茶の輸出が有望であることに逸早く着目した先見性が挙げられます。幕末から明治期の海上交通において、四日市が江戸と上方の中間という地の利から、四日市港は伊勢湾内における最大の商業港として、船舶の出入りや旅

客の往来、物資の集散が盛んでした。

四日市港は、安政元（1854）年の安政の大地震により、水深が浅くなり船が入港できなくなる大きな被害を受けます。廻船問屋の稲葉三右衛門は、明治6（1873）年から10年以上の歳月をかけて港の修築に取り組み、現在の稲場町と高砂町を埋め立てて四日市港の基礎を築きました。しかし、明治20年代初めに相次いだ暴風雨で損壊したため、同26～27（1893～94）年に県がヨハネス・デ・レーケの案を採用した形状の堤防を、服部長七の叩き技術と独特の形状の工夫を凝らし修築工事を行いました。それが今に残る潮吹き防波堤等の旧港港湾施設です。その後、四日市港は、明治22（1889）年に特別輸出港に、市制が施行された同30（1897）年に特別輸出入港に、同32（1899）年には開港場の指定を受け、国際貿易港となりました。後背地には繊維産業が発達し、我が国の羊毛、綿花の代表的な輸入港となるとともに、生糸、漁網、陶器、セメント等を輸出しました。

しかし、この時期の四日市港は堤防があるばかりで、大きな船は入港できず、沖合に停船し小船で荷揚げが行われていました。そのため明治43（1910）年に三重県議会で第一次拡張案が可決、伊勢湾内で優位にあることから第二種重要港湾に指定され、同年から第一期修築事業が行われ、大正5（1916）年に第一号埋立地（末広町）がほぼ完成しました。第二号埋立地や運河の浚渫、防波堤工事等も進められ、大正9（1920）年に築港線の開通により四日市港駅が設置されました。

○近代輸送の発達 ～北勢の鉄道史～

北勢地域においては、関西鉄道（後に国有化され、現在のJR関西本線）が明治21（1888）年に四日市に設立され、2年後には草津－四日市間が開通します。その後に整備されていった本市の鉄道網は、産業関連輸送が主目的だったことが特徴です。

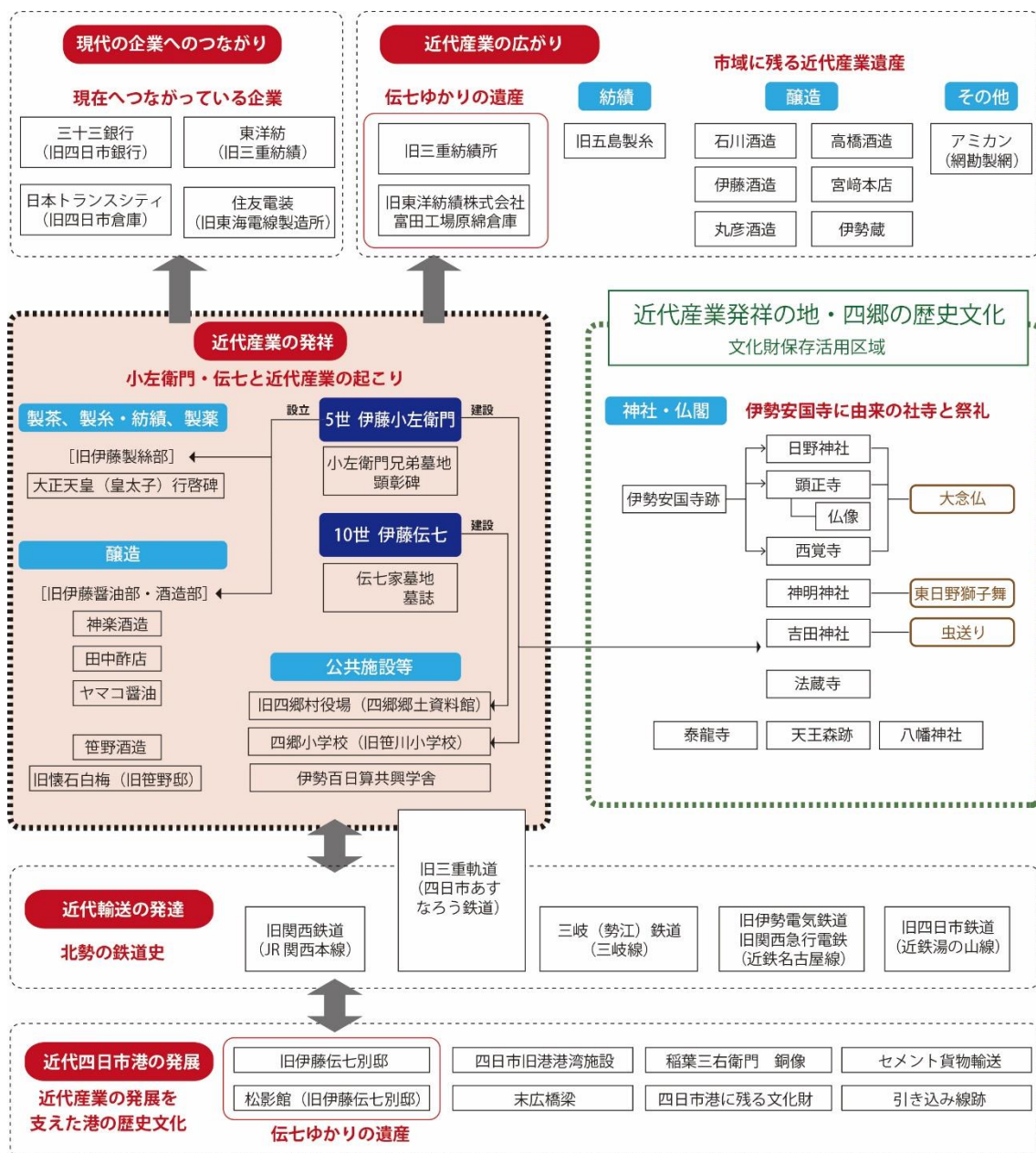
四郷村八王子と四日市間を結ぶ、今の四日市あすなろう鉄道八王子線である三重軌道が大正元（1912）年に開業しました。その支線（鈴鹿支線）として、大正11（1922）年1月に日永－小古曾間が開業し、同年6月に内部まで延伸され、三重軌道内部線も開通しました。なお、あすなろう鉄道は、当時の軽便鉄道法の基準による線路幅（762 mm、ナローゲージ）で、敷設支援もあり全国に数多くの軽便鉄道が登場しましたが、現在も通年で運行されているのは、あすなろう鉄道と三岐鉄道北勢線だけです。また、四日市港へのセメント輸送を主目的として、昭和6（1931）年に三岐鉄道三岐線（富田－西藤原駅）が開通しました。

四日市が産業の中心地であったことにより、市内にはいくつかの鉄道事業者の本社が設立され、鉄道が開業します。四日市鉄道は大正2（1913）年に現在の近鉄湯の山線を開業し、伊勢電気鉄道が四日市－津間を大正13（1924）年に開業、のちの近鉄名古屋線となります。

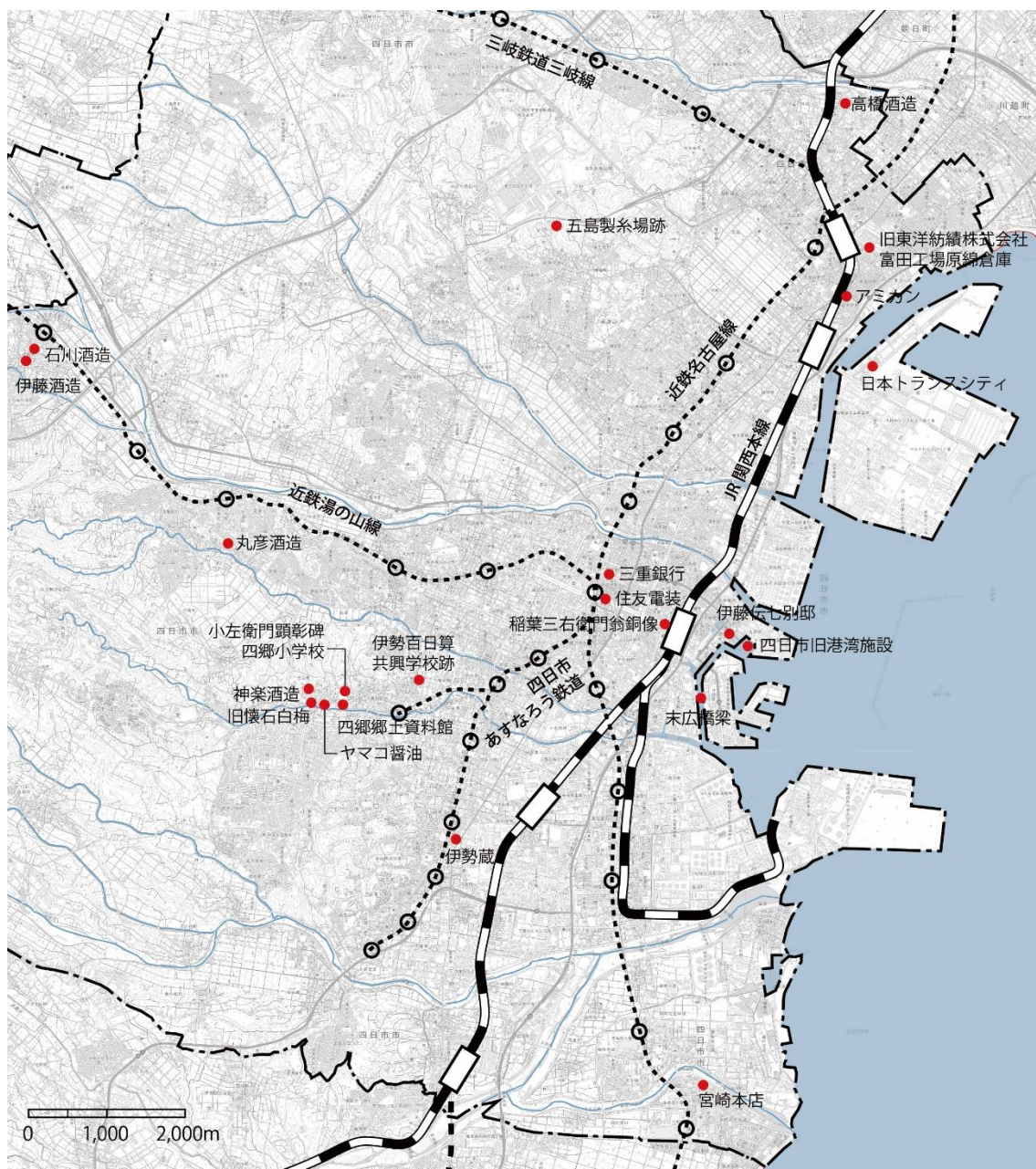
○近代産業の広がり と現代の企業へのつながり

四日市港や近代輸送施設の発達とともに近代産業は市域に広がり、本市内には、各地で近代産業遺産を見ることができます。発展著しい紡績関係では、当時日本一の規模を誇った東洋紡富田工場の倉庫建物や、豊かな地下水を利用した醸造場は四郷のほか、楠、桜、川島、大矢知、日永等にみられ、富田、富洲原の漁網生産や水沢等の伊勢茶の生産は今に継承されています。小左衛門や伝七が関わって興された会社は、東洋紡（旧三重紡績）や日本トラン

スシティ（旧四日市倉庫）、住友電装（旧東海電線製造所）、三十三銀行（旧四日市銀行）等、現在の多くの企業へと繋がっています。



「関連文化財群 5 産業都市四日市の礎となった近代産業」を構成する「歴史文化遺産」と関係性の整理



「関連文化財群 5 産業都市四日市の礎となった近代産業」を構成する
「歴史文化遺産」の分布

【課題】

○近代化遺産となる「文化財」の消失と減少

近代化遺産となる「文化財」が、技術の進歩や老朽化等により十分な機能を保持できず、毀損・消失の危機にあります。早急に調査を実施し、「文化財」としての価値を明確にする必要があります。

○関連する「文化財」の周知不足と計画的な取組みが不十分

産業の歴史や価値が、十分に周知されている状況ではありません。産業の歴史とともに、関連する「文化財」の価値を市民等へ周知し、計画的な保存・継承を行う必要があります。

○民間の所有者や事業者との連携の不足

近代化は、民間企業によりもたらされたものであり、関連する「文化財」も企業活動によ

るものですが、それらと連携しての活用が十分ではありません。そのため、単体ではなく文化財群として活用に取り組む必要があります。

○「文化財」を活かした景観づくりが不十分

四日市港では、港を核としたまちづくりが進められていますが、「文化財」を活かした景観づくりが十分ではありません。四日市港は本市の近代化において象徴的な施設であり、まちづくりとも連携して、「文化財」の保存・活用を進め、景観づくりを図ることが必要です。

【方針】

○近代化遺産の調査と価値の評価

近代化遺産の把握・詳細調査を行い、現状を把握することで価値づけを行う。また、必要に応じて修理の計画検討をします。

○近代化遺産としての指定・登録と計画的な修理

価値の高い未指定文化財について、指定・登録を推進し、価値の周知・共有を図ります。また、計画的な修理を行うことで継承を図ります。

○民間事業者等との連携による取組み

近代化を支え、現代まで残る鉄道や工場等を、産業都市・本市の魅力としてPRを行います。近代化遺産巡り等のイベント実施、案内サイン等の整備や案内マップ等の作成を行います。民間企業や鉄道事業者との連携により取組みます。

○四日市港の歴史を活かしたまちづくり

本市の近代化の玄関口となり、「文化財」も集積している四日市港において、港を核としてまちづくりを推進していきます。「文化財」の保存・活用した景観づくりを図ります。

〔関連文化財群 5 産業都市四日市の礎となった近代産業 取組み〕

取組主体 ○主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
 実施時期 I期：R6～8年度、II期：R9～11年度、III期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体					実施時期			財源
					行政	地区や所有者	管理者	専門家		一 期	二 期	三 期	
88	近代化遺産調査（知る1・3関連）	近代化遺産について価値付けを行い、連携して保存・活用を図る。	●	既存 拡充	◎	○	○	◎		→			市費
89	未指定文化財の指定・登録（知る4関連）	文化財保護審議会による調査の実施と文化財指定・登録を進める。市内の未指定文化財についての情報収集を図り、価値が高いものについては積極的に指定・登録に向けて、所有者・管理者に働きかける。		既存 拡充	◎		○	○		→			市費
90	指定・登録有形文化財の修理計画	指定、登録有形文化財について、必要に応じて修理の計画をする。		新規	◎		○	○		→			市費 県費 国費
91	鉄道の歴史PR（活動を育む46関連）	あすなろう鉄道等の鉄道会社と連携し、鉄道の歴史遺産をPRし、活用を図る。		既存 拡充	◎			◎民間		→			市費 民間
92	情報発信（活動を育む32関連）	近代化遺産についてのホームページの作成、充実、デジタルコンテンツを拡充する。SNSの活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。既存の案内板に二次元コードを設置する。		既存 拡充	◎		○			→			市費
93	「文化財」マップの作成（活動を育む34関連）	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信を行う。	●	新規	◎	◎	△			→			市費
94	四日市港「文化財」巡り（活動を育む46関連）	潮吹き防波堤や末広橋梁等、「文化財」を中心に散策するイベントを行う。工場夜景クルーズ等の既存事業も合わせてPRする。		既存 継続	◎	○	△	△民間		→			市費
95	「みなとまちづくり推進事業」	「文化財」や景観の活用を図り、中心市街地と連携した「みなとまちづくりプラン」を策定、推進するとともに、案内板を設置する等、歩いて楽しめる空間づくりを推進する。		既存 継続	◎	○				→			市費

関連文化財群 6 勇祭！鯨船行事

【概要】

本市を中心とした北勢地方に分布する陸上の模擬捕鯨行事です。鯨を豊饒^{ほうじょう}の象徴とみなし、これを仕留める演技を行うことによって大漁や富貴を祈願した行事です。富田地区、中部地区、塩浜地区、楠地区で行事が行われています。富田地区の鳥出神社の鯨船行事は、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。なお、市外では唯一、鈴鹿市に1件傳承されています。

【ストーリー】

○鯨船行事

全国的にみても北勢地域でのみ行われている鯨船行事は、捕鯨の様子を陸上で再現したもので、大変珍しい行事と言えます。しかし、伊勢湾奥の沿岸にあたる当地域で、迷い込んだ寄り鯨を捕らえることはありましたが、生業として捕鯨を行っていたという記録はありません。

鯨船行事が継承されているのは、本市内では、富田地区に「鳥出神社の鯨船行事」（ユネスコ無形文化遺産・国指定重要無形民俗文化財）に鯨船山車が4艘（北島組神社丸・中島組神徳丸・南島組感應丸・古川町権現丸）、中部（港）地区の南納屋町に「鯨船山車」（県指定有形民俗文化財）1艘（明神丸）、同じく中部（共同）地区の本町に「勢州組（新勢州丸）」1艘、塩浜地区の磯津町に「磯津の鯨船行事」（市指定無形民俗文化財）1艘（大正丸）、楠地区の楠町南五味塚に「南楠鯨船行事」（市指定無形民俗文化財）1艘（龍神丸）、の計8艘があります。

市外では、鈴鹿市の北長太町に「天王丸」（鈴鹿市指定無形民俗文化財）の1艘があります。他に長太旭町には、明治24（1891）年に中断した長一丸がありました。また、これら北勢の鯨船行事と県南部の尾鷲市「梶賀のハラソ祭り」（海上での捕鯨行事）は、捕鯨に関する貴重な民俗文化財として、国は「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

鯨船の山車は、1艘作り上げるために莫大な経費を必要とします。そこで、昔は、山車を作り替える際に古いものは他所へ有償で譲渡することがよくあり、明治から大正の時代に、南楠の龍神丸は南納屋の明神丸を、磯津の大正丸は市街地の袋町にあった正一丸を購入したものです。そのため、船名に1字、同じ字が使われています。また鈴鹿市長太旭町の長一丸は、現在は部材しか残されていませんが、そこに正一丸と彫られています。明治時代、四日市市の袋町から譲られたものと推測されます。船名も長太の「長」と世一丸の「一」が使われています。

本町の勢州組（新勢州丸）は、元は塩浜の七ツ屋町にあったものですが、行事が長く休止され山車を処分することになったことから、それを憂いた本町の有志が引き取り、行事を受け継ごうとしています。なお、新勢州丸の由来は、港地区の北納屋町の勢州丸の古船を傳承し、新たと付けたものです。こうして山車が引き継がれ行事が伝播していく一方、大元の袋町の正一丸と北納屋町の勢州丸は、残念ながら戦災で焼失してしまいました。

○鯨船の不思議

捕鯨を主な生業としていなかった北勢地域に、なぜ鯨船行事が起こったのか、理由ははっきりしていません。

鯨船行事との関連をうかがわせるものが鳥出神社にあります。天明元（1781）年の所有銘のある2隻の「御座船模型」（市指定有形民俗文化財）です。御座船とは、江戸時代に西国大名が参勤交代の際に使用した大型船で、関船と呼ばれる形式の船です。もう一隻は少し小型の小早と呼ばれる軍船で、御座船船団の構成要素といえます。この模型が奉納されてから、鯨船行事が始まったとの説があります。鯨船行事の飾りや屋形、鯨船唄等は、実際の捕鯨船とは全く異なり御座船を簡略化したイメージで、関連性があるとの指摘もあります。

さらに、江戸幕府の八代将軍徳川吉宗が紀州藩主であった18世紀初め頃、松坂の紀州藩領に捕鯨を行わない軍事教練のための「鯨組」が置かれていたことや、伊勢湾を紀州藩の御座船「万歳丸」等が航行していたことが影響しているのでは、という説もあります。また、幕府や一部大名が行っていた「御船祭^{みふねまつり}」との関係を指摘する説もあります。

始まりについては謎ですが、鯨は、その大きさや捨てるところがないことから古式捕鯨の昔より、「鯨一頭七浦潤う」といわれ、多くの人びとに富を分配してきました。鯨船行事は、鯨を大漁や富貴の象徴として、古式捕鯨を祭礼の風流^{ふうりゅう}の中に取り入れたものとして、民俗学的に注目されます。

○ストーリーのある行事

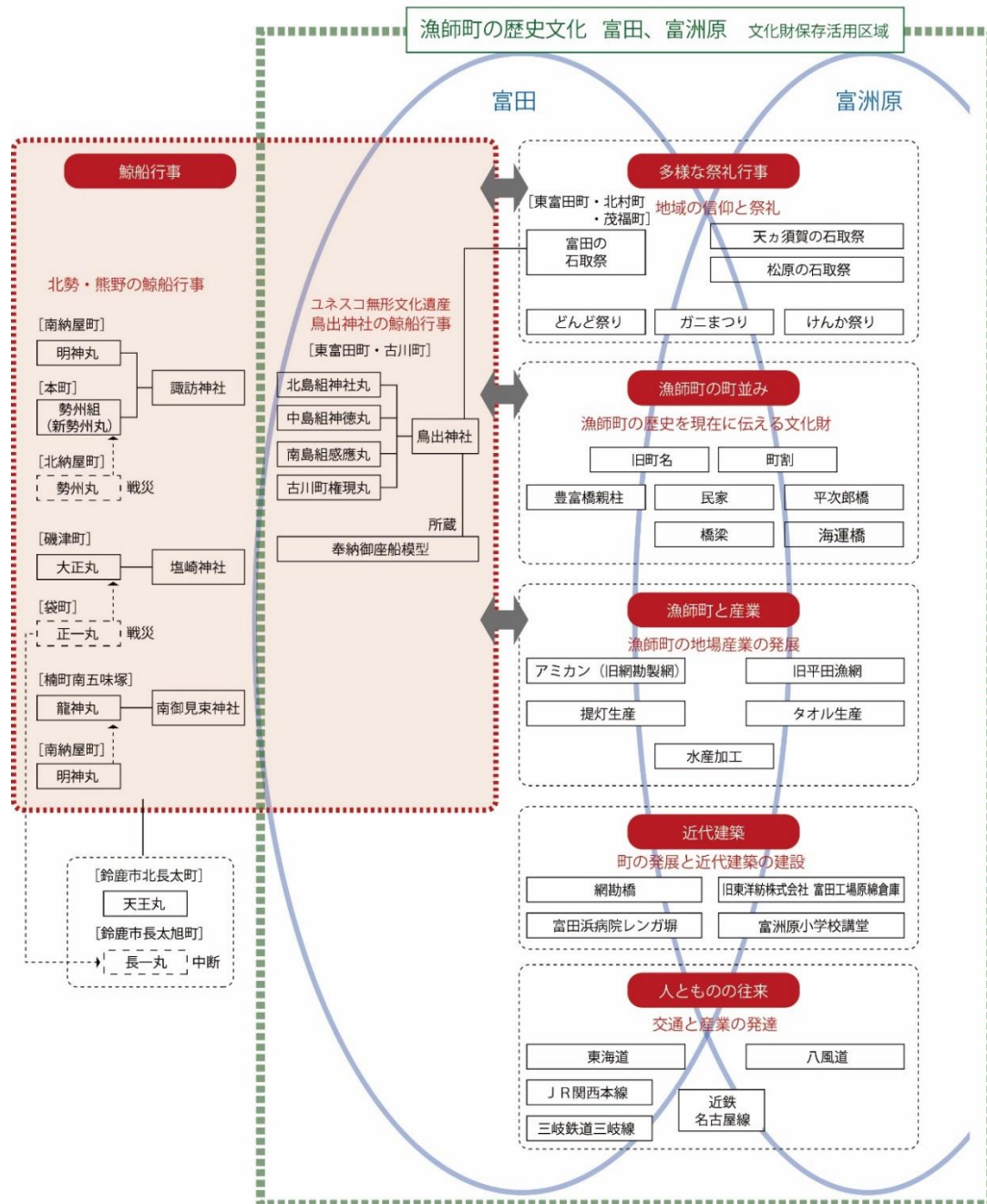
山車の曳き回しにストーリーがあります。「流し唄」を唄いながら鯨を捜し、羽刺し（ハハダシ、ハタシ、ハザシ）と呼ばれる踊り子（オドリコ）が沖の鯨を見つけると、唄が「役唄」に代わり、唄や太鼓に合わせて逃げる鯨を追いかけます。追い詰められた鯨は反撃に転じ、鯨船は後退させられます。何度か攻防を繰り返し、最後には見事に鯨を鉾で突きます。鯨を突くと、艫（船の後部）を上げる艫上げを行い、祝い唄を唄います。このようなストーリー性のあるところも、この行事の特徴であり見どころといえます。

○鯨船山車のちがい

一見同じに見える鯨船山車ですが、それぞれに特徴があり、随所に違いが見られます。

大きさや船の構造も少しずつ異なっており、装飾にも違いが見られます。豪華な装飾でもっとも目を引くのは船体の横腹を飾る「横幕」です。どれも赤い生地に金糸で刺繍が施されています。富田の鯨船では、北島組神社丸には波間の鯨^{しやち}と飛び交う千鳥^{ちどり}が描かれ、朝の豊饒な海を表現しています。中島組神徳丸には昼の風^{なぎ}の海を渡る龍が描かれ、南島組感應丸には午後の荒波の海をたてがみを振り乱しながら渡る龍が表現されています。古川町権現丸は波と千鳥が描かれ、穏やかな海を表しています。

南納屋町明神丸の横幕は、夫婦岩や波の刺繍が施され、雨の様子を表し、彩りも豊かです。磯津の大正丸や南楠の龍神丸は波と龍の刺繍が施され、さらに大正丸には船名の文字も刺繍されています。他にも、船上に載っている屋形の屋根の意匠や舳先にぶら下がっている水押サガリ等、それぞれの鯨船に特徴があります。



「関連文化財群 6 勇祭！鯨船行事」を構成する「歴史文化遺産」と関係性の整理

【課題】

○行事の調査や記録が不十分

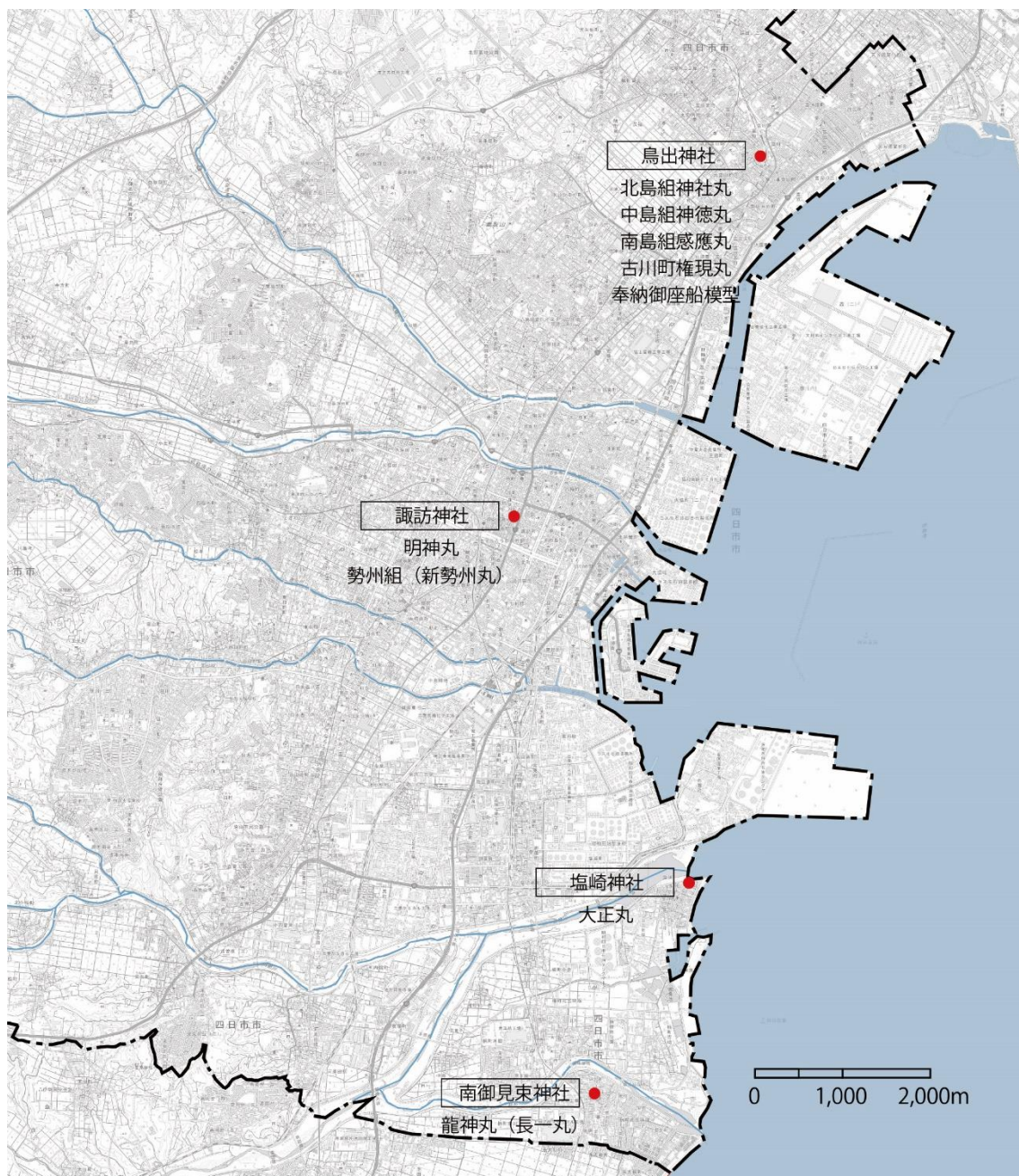
行事の調査や記録が不十分なため、詳細調査が必要です。調査成果は、継承に活かせる方法で残す必要があります。

○行事の担い手、後継者不足

それぞれの地区において、少子高齢化により行事の担い手や後継者が減少しており、新たな担い手の確保が必要です。「文化財」としての価値を守りながら、確実に継承できる方策・環境を整え、そのための新たな資金確保も必要です。

○市内外への魅力の発信が不十分

鳥出神社の鯨船行事がユネスコ無形文化遺産に登録されているにもかかわらず、市民への周知が十分ではありません。そのため、本市の魅力として一層の情報発信を行い、行事の保存と活用につなげていく必要があります。



「関連文化財群6 勇祭！鯨船行事」を構成する「歴史文化遺産」の分布

【方針】

○伝統の継承を図るための行事の記録

学術的な調査を進めるとともに、デジタル技術等も活用して、行事の記録を行います。

○多様な方法での担い手の確保

各保存会等の情報交換や交流を通して、担い手の育成や新たな担い手の確保を支援します。また、継承のためのマニュアル作成等により、継承を支援します。

○多様な方法による資金調達

補助金をはじめとして、民間企業からの協賛金や寄付、助成金の活用、クラウドファンディング等、多様な方策で資金調達を支援します。

○鯨船行事の一体的な情報発信

市内外へ行事の開催やシンポジウム等の情報発信を、それぞれの地区とも連携して行います。

【関連文化財群 6 勇祭！鯨船行事 取組み】

取組主体 ○主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点事業	既存／新規	取組み主体					実施時期			財源
					行政	地区 地区 地区	管理 者 者	所 有 者	専門 家	一 期	二 期	三 期	
96	調査・記録 (知る 1 関連)	学術的な調査を進め、デジタル技術も活用して記録を作成する。		既存 継続	◎	○	○	○	○	➡			市費
97	「ユネスコ 無形文化遺産 継承支援 活用事業」 (活動を育 む 46 関連)	継承のためのマニュアル作成や行事の事前学習会開催によって、行事を継承するとともに、市民に親しんでもらう。市内外への周知・情報発信、鯨船行事 H.P.運営、シンポジウム開催、ウォーキングを実施する。		既存 拡充	◎	○	○	○	△	➡	➡		市費
98	担い手育成 支援	各地区間の交流や一体的な情報発信支援等を行い、担い手育成を支援する。	●	既存 拡充	○	○	◎			➡	➡		市費
99	「文化財保 存整備・継 承事業」 (守る 14 関連)	指定文化財の修理、収蔵庫等の整備について指定の区分に応じた補助金を交付し、保存のための支援を行う。また、文化財指定の有無に関わらず、地区（地域）で保存・継承されている伝統的な文化行事について、保持団体が行う用具・収蔵施設の修繕について、補助を行う。	●	既存 拡充	◎		◎			➡	➡		市費 県費 国費
100	民間助成等 の活用 (守る 18 関連)	民間助成、クラウドファンディング、寄付の活用ができるよう情報提供する。		新規	○	○	◎	○	民間		➡		民間
101	情報発信 (活動を育 む 32 関連)	ホームページの作成、充実、デジタルコンテンツを拡充する。鯨船行事。SNS の活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。既存の案内板に二次元コードを設置する。		既存 継続	◎	△	○			➡	➡		市費
102	祭りの情報 発信 (活動を育 む 32 関連)	当日の鯨船行事の練り行程を追えるよう情報発信を行う。		新規	○	△	◎			➡	➡		市費

(3) 文化財保存活用区域

文化財保存活用区域 1 近代産業発祥の地 四郷の歴史文化

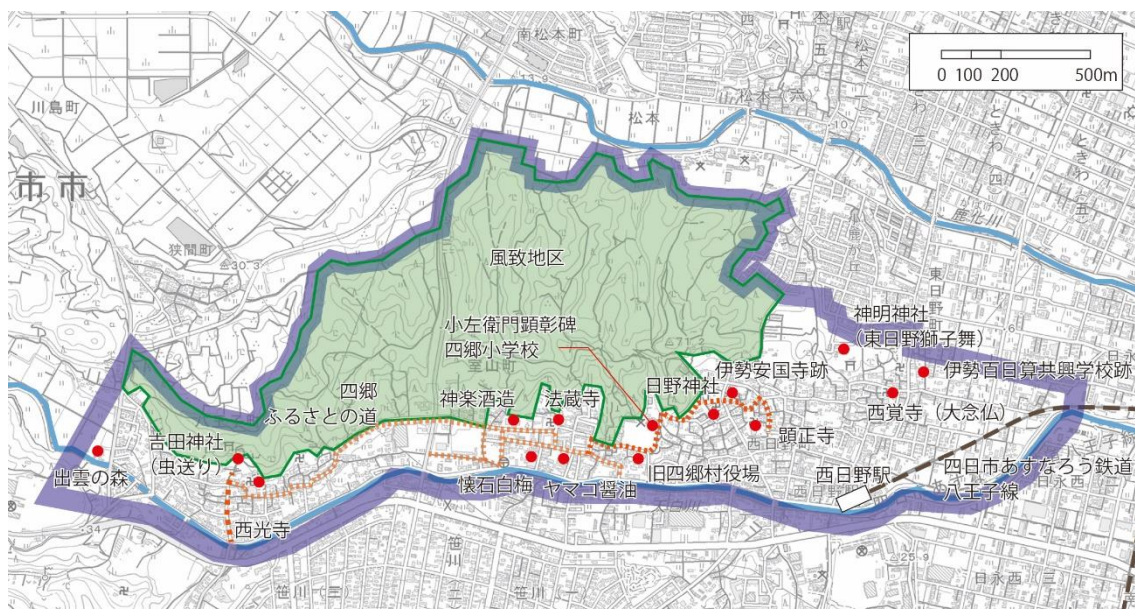
【概要】

近世までの四郷村は農村でした。四郷の地に14世紀に設けられた伊勢安国寺は、延暦19(800)年創建の五位鳥山西明寺をあてたと伝わり、その周辺には多くの支院が配された歴史ある寺院でしたが、戦国時代を経て近世に至るまでにその多くは退廃しました。わずかに残った総持庵をあてたと伝えられる顕正寺には、前身の西明寺に安置されていたとされる仏像が一部残っています。また、日野神社には、西明寺の本尊とされる阿弥陀如来坐像が安置されています。顕正寺、日野神社、西覚寺では400年続く大念仏が行われており、その他、虫送りや獅子舞等、多様な祭礼行事がこの地区(地域)で継承されています。

【区域の設定】

四郷地区において、旧四郷村を範囲とする「文化財」が密に分布している区域を設定します。

区域内には「関連文化財群5 産業都市四日市の礎となった近代産業」の関連文化財が集中しています。加えて、伊勢安国寺に由来の寺社や仏像があります。また、大念仏等の祭礼行事等も継承されています。地区北側の小高い丘陵地は風致地区に指定され、自然と町並みが一体となった景観を形成しています。そして、それら史跡等を散策できる道として四郷ふるさとの道が整備されています。



「文化財保存活用区域 1 近代産業発祥の地 四郷の歴史文化」区域図

【課題】

○近代産業に関わる建造物と趣のある町並みの消失・減少

建造物の建替えが進み、町並みが失われつつあります。地区（地域）と協働で「文化財」としての価値を明確にして発信し、守り、歴史的な町並みや活動等を維持していく必要があります。

○旧四郷村役場・四郷ふるさとの道の活用不足

旧四郷村役場・四郷ふるさとの道ともに、活用が限定的で地区外にあまり周知がなされていない状況です。地区（地域）との協働により、本施設を拠点として積極的に発信していくことが必要です。

【方針】

○町並み維持の意識向上

ふるさとの道を中心に、修景や建物ガイドライン作成等により町並みのあり方を検討します。

○旧四郷村役場を拠点としてふるさとの道を活用した面的取組みの促進

旧四郷村役場や四郷ふるさとの道を活かして、点在する「文化財」をつなげ、回遊性を向上させるなど区域の魅力を向上させていきます。民間事業者等とも連携して、来訪者が歴史文化を多様に楽しむことができるようにします。

また、旧四郷村役場の耐震補強・修理工事が終了し、本市における近代産業発祥の地としての展示を備え、リニューアルオープンします。改修により 100 年前の建設当時の役場の魅力が表れ、一層の活用が可能となります。100 年前の建物の魅力を十分に展示することに加えて、周辺の事業者等と連携してウォーキング等のイベントを実施します。

[文化財保存活用区域 1 近代産業発祥の地・四郷の歴史文化 取組み]

取組主体 ◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える

実施時期 I 期：R6～8 年度、II 期：R9～11 年度、III 期：R12～15 年度

番号	事業名	概要	重点 事業	既存 ／ 新規	取組み主体					実施時期			財源
					行政	地区 或	管理者	所有者	専門家	一 期	二 期	三 期	
103	町並み整備 （ふるさとの道）	景観ガイドライン作成、まちあるきルート等、街路整備のあり方を検討し、再整備を図る。		新規	◎	△							市費
104	市指定文化財旧四郷村役場の活用 （活動を育む 39・46 関連）	旧四郷村役場を中心として、周辺の歴史的な町並みの残る四郷ふるさとの道を活用し、地区（地域）の活性化を図る。四郷ふるさとの道ウォーキングの実施、リニューアルオープン後の活用を行う。	●	既存 継続	◎	◎							市費
105	醸造文化の発信 （活動を育む 32 関連）	酒造り、酢等の醸造文化を発信する。		新規	◎	○	○						市費
106	「文化財」マップの作成（活動を育む 34 関連）	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信や既存のマップの更新を行う。		新規	○	◎	△						市費

文化財保存活用区域2 漁師町の歴史文化 富田、富洲原

【概要】

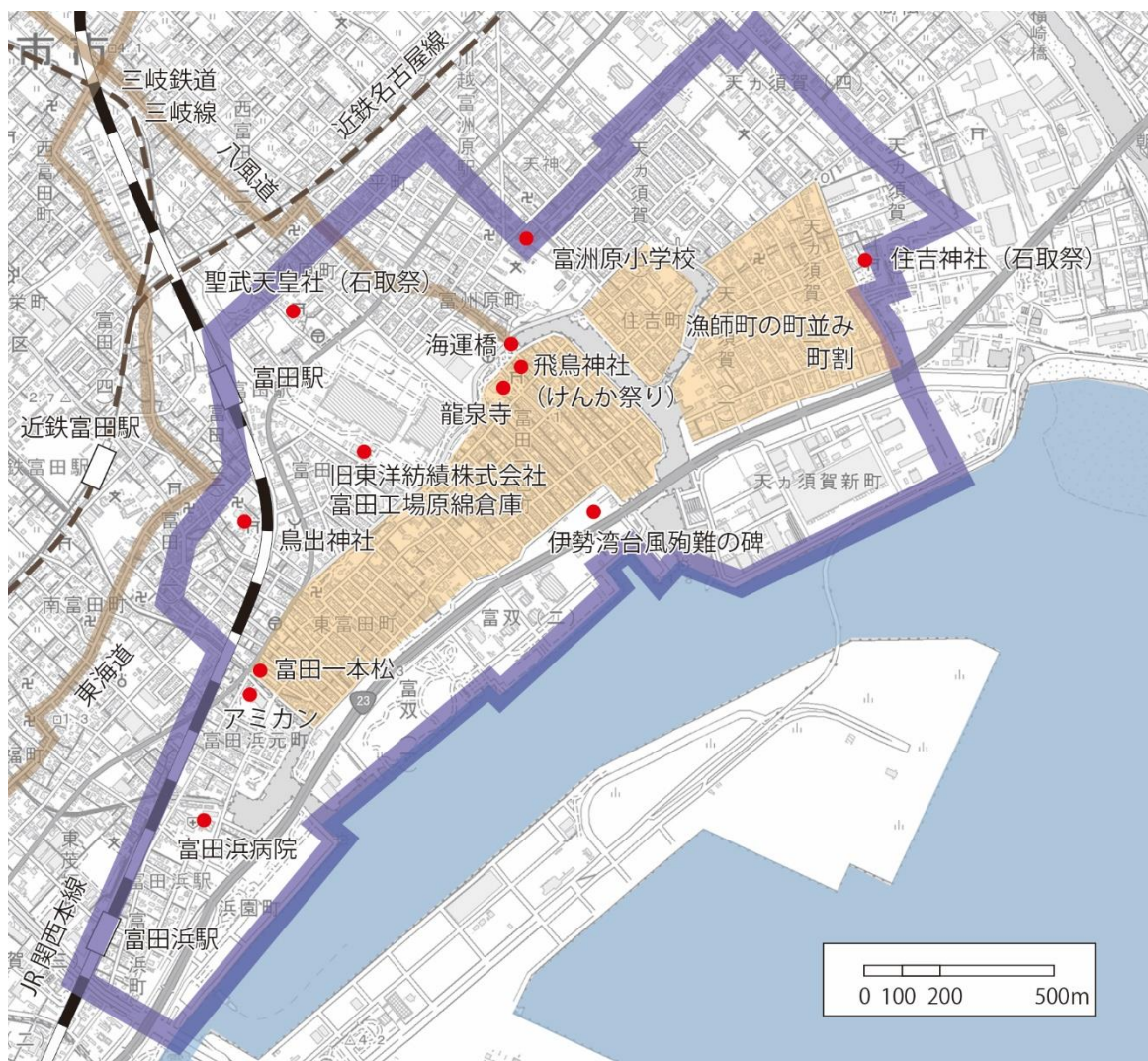
富田地区、富洲原地区は主に漁師町として発展してきており、現在も町並みが残ります。また、石取祭やけんか祭り等の祭礼行事も行われています。漁業に関連して製網等の地場産業も発達し、関連する歴史的価値を有する近代建築も残っています。

【区域の設定】

富田地区、富洲原地区の漁師町の町並みが良く残る範囲とその周辺を区域に設定します。

区域内は、「関連文化財群6 勇祭！鯨船行事」に含まれ、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている鳥出神社の鯨船行事があります。また、石取祭が見られる神社が複数あり、けんか祭り等が継承されています。また、アミカン等の国登録有形文化財（建造物）もあります。

関連する「文化財」を、漁師町の発展と共に築き上げられてきたものとして一体的に捉えます。



「文化財保存活用区域2 漁師町の歴史文化 富田、富洲原」の区域図

【課題】

○古民家の維持困難

建替え等の市街地の更新とともに、古民家が徐々に消失・減少している状況です。住民の高齢化とともに、維持も難しくなっています。

○災害への備えが不足

近年多発する災害への備えが十分ではありません。

○地区（地域）の歴史的な魅力の啓発及び情報発信不足

区域内には、漁師町時代からの町割が残り、往時の趣が感じられます。また、漁師町だったことを起源とする祭礼行事等も行われています。一方で、現在は漁業に従事している住民が減少しているため、歴史的・文化的な価値が十分に認識されていません。歴史文化を継承していくためには、漁師町としての魅力を、まずは地区（地域）住民等が再認識していく必要があります。そして、その魅力を市内外に発信していく必要があります。

【方針】

○町並み維持の意識向上

地区（地域）住民や外部の専門家等との協働による、歴史や町並みの調査・記録を行い、価値を明確にします。その成果をまとめて、地区（地域）内外に情報発信することで、本区域の町並み維持に対する意識向上を図ります。

○防災まちづくりの促進

住民の防災意識の向上を図ります。また、災害時に備え、地区内の「文化財」の避難方法を検討します。

○地区（地域）についての学習の促進

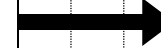
大学や専門家等も参加し、漁師町の「文化財」の価値についての学習の機会を設けます。

○多様な祭りの一体的な情報発信

現在まで継承されている多様な祭りに関して、地区の祭礼行事としての一体的な情報発信等を行います。

〔文化財保存活用区域2 漁師町の歴史文化 富田、富洲原 取組み〕

重点事業	計画期間内で特に重点的に取り組む事業
既存／新規	既存：既存の事業で継続・拡充して実施、新規：新規事業として実施
取組主体	◎主体として取り組む、○連携して取り組む、△協力体制を整える
実施時期	Ⅰ期：R6～8年度、Ⅱ期：R9～11年度、Ⅲ期：R12～15年度

番号	事業名	概要	重点	既存 ／ 新規	取組み主体				実施時期			財源	
					行政	地区 や 町会	地 区 の 管 理 者	専 門 家	一 期	二 期	三 期		
107	漁師町の町並み調査 （知る1・3 関連）	漁師町の町並み調査を行い、記録保存する。	●	新規	◎	○	○	◎					市費
108	防災の意識向上 （守る25・28 関連）	防災の意識向上を図り、山車等の「文化財」の避難方法を検討する。		新規	◎	◎	○					市費	
109	地区（地域）で行う学習講座 （知る13 関連）	地区（地域）資料や歴史文化に関心を持ってもらうための学習講座を開催する等、町並みの成り立ちや、寺社・祭礼行事等について周知する。		新規	○	◎	○	○					市費
110	情報発信 （活動を育む32 関連）	ホームページの作成、充実、デジタルコンテンツを拡充する。けんか祭りや石取祭等、まつりを一体化して魅力を発信するための支援を行う。SNSの活用による発信を行う。民間の媒体に対しても積極的に情報を提供する。既存の案内板に二次元コードを設置する。		既存 拡充	◎	○	△					市費	
111	「文化財」マップの作成 （活動を育む34 関連）	食事、休憩場所、公共交通機関等、来訪者が「文化財」を巡ることができるような情報発信を行う。		新規	○	◎	△						市費

四日市市の沿岸部では、過去に津波の被害を受けています。

本市では、津波避難マップを作成し、津波から命を守るための行動指針を示すとともに、「理論上最大クラスの南海トラフの巨大地震」による津波の到達時間の目安を図示しています。



四日市市津波避難マップ（平成 29 年 12 月一部改訂版）より

第7章 「文化財」の保存・活用の推進体制

本章では、地区（地域）総がかりによる「文化財」の保存・活用を実現するため、第6章にまとめた「文化財」の保存・活用の取組みを推進する体制について整理します。

1. 推進体制

推進体制について、各主体の役割と連携及び視点は次のとおりです。

（1）各主体の役割

本市の庁内関係部署ならびに三重県、地区（地域）で活動する団体、民間事業者、専門家等が連携して、「文化財」の保存・活用を推進する体制を構築します。以下にそれぞれの役割を整理します。また、それぞれと行政の関わりについて、追記します。

①行政

「文化財」の保存・活用に関する業務は、主にシティプロモーション部文化課が所管しています。指定等の調査や「文化財」の保存・活用の事業は、四日市市文化財保護審議会、文化庁、県、庁内関係部署、大学、各種団体等の協力のもと進めています。四日市市立博物館においては、所蔵資料の調査整理を進め、企画展等で成果の公開を行います。

学芸員等の専門職員が、計画推進のため、幅広い知識を身に付ける必要があります。また、10年後、20年後を見据えた専門職員の確保を検討する必要があります。

庁内の関係課と連携を深め、市内の社会教育施設・文化施設を活かすとともに、県や隣接する市町、関係機関との連携を深めて取組みを広げていきます。

②所有者・管理者

所有者や管理者は、防災・防犯にも努め、「文化財」の確実な保存を行うとともに、可能な範囲で公開等による活用を行います。また、現状や直面している課題等について、行政等に対して積極的な情報提供を行います。

行政は、所有者や管理者に対して、保存や活用に取り組んでいくことへの理解を深めるよう働きかけます。所有者の理解を得たうえで、積極的に公開等することで、市民が「文化財」の価値に対する理解を深める活動の促進を図ります。公開等に当たっては、地区（地域）の団体や民間事業者等との連携を図り、効果的に取り組みます。また、取組みに当たってはボランティアや支援制度の積極的な活用を促進します。さらに、現状や直面している課題等の解決につながるよう、積極的に情報提供を行います。

③地区（地域）

地区（地域）において、「文化財」にかかる市民活動・ボランティア活動支援の仕組みを活かして、地区（地域）コミュニティづくりや福祉などの多様な視点から、主体的に「文化財」の保存・活用の取組みを進めていきます。

行政は、関連団体や市民（住民）との協働体制作りに取り組めます。関連する分野の団体と連携することで、歴史文化分野にとどまらず、観光やまちづくり等、分野を横断した協働

体制の構築を実現します。また、地区（地域）等で活動を行っている団体については、市域で連携、ネットワークを構築し「文化財」にかかる活動の促進支援を行います。

④民間事業者

「文化財」の所有者でもある鉄道事業者を含む民間事業者は、地区（地域）と共有する財産として「文化財」を活かし、有するノウハウを活かしたイベント実施等を行うことで、経済活動との連携を図ります。

行政は、民間事業者に対して、自ら所有する「文化財」の価値に対する理解を深めるよう働きかけ、民間事業者の「文化財」の主体的な保存・活用を促進します。

⑤専門家

専門家は、「文化財」について学術的な調査研究を行い、本市の歴史文化における価値を明確にし、成果を地区（地域）へと還元することで、保存・活用に貢献します。

行政や地区（地域）等は窓口になり、「文化財」に関する資料やデータ等を研究者へ提供し、また地区（地域）と専門家をつなげ、市内の取組みへの専門家の参加を促進します。現在、大学が祭礼行事への参加や、行政と協働して「文化財」の調査を行っているほか、文化財保護審議会の各委員もそれぞれの専門領域で「文化財」に関わりを有しています。

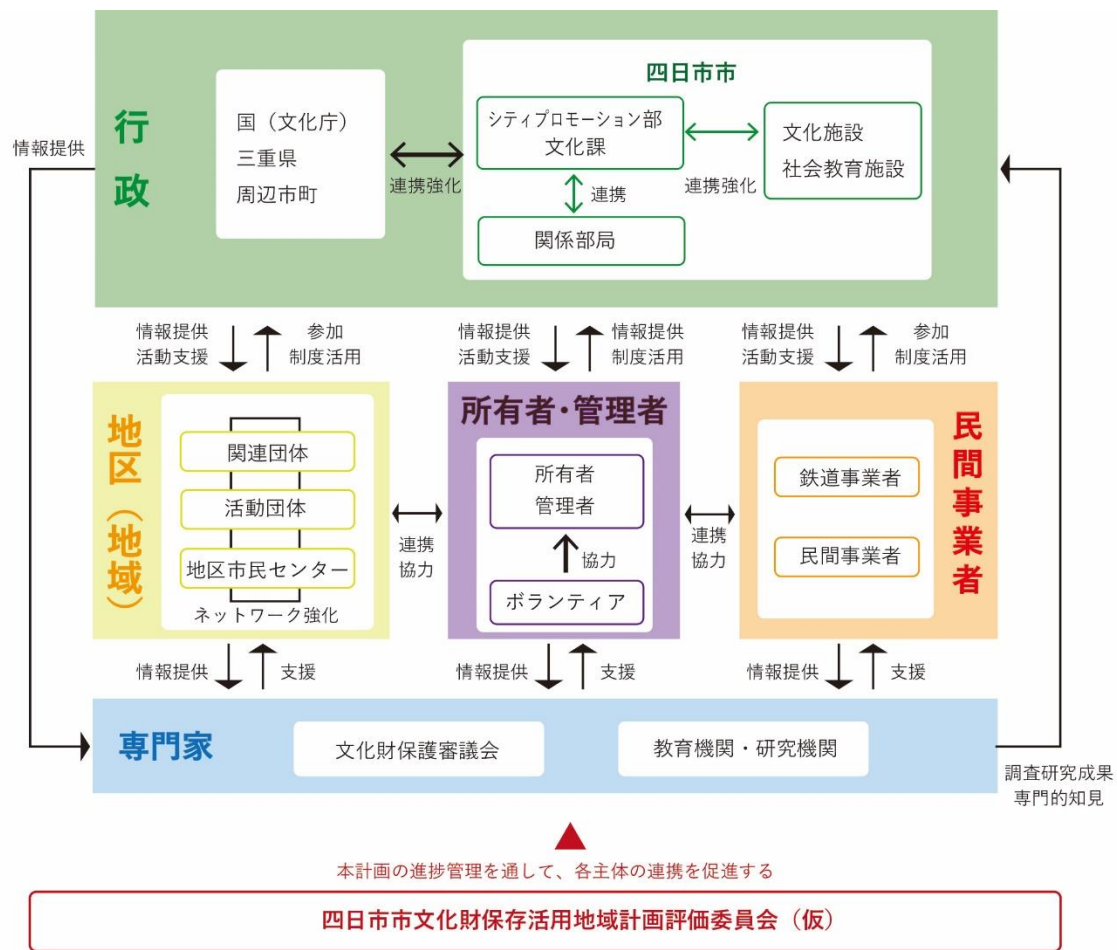
⑥四日市市文化財保存活用地域計画評価委員会（仮）

本計画の策定後、行政、地区（地域）、所有者・管理者、専門家等から構成される文化財保存活用地域計画評価委員会（仮）を設置します。本計画の進捗管理及び見直しに関する協議ならびに実施に係る情報共有、協議、調整を行います。その他、必要な事業の推進等に向けた多様な主体間の参画及び協力を図り、連携を促進する場とします。令和6年度の設置を予定します。

（２）取組みを促進するための視点

第6章 「文化財」の保存・活用のための4つの方策「①知る、②守る、③活動を育む、④未来へ継承」の取組みについて、取組み主体に着目し、地区（地域）、テーマ、価値の3つの視点で整理します。現状においても、市内では、3つの視点により、多様な主体が「文化財」の保存・活用に関わり多様な活動が行われています。

それぞれの視点における核となる施設や主体の機能強化により、多様な主体の参画を促します。個別の活動は、独立するのではなく、3つの視点による活動が集まり、関わりあうことで、活動相互のつながりを生み、活動の継続や活性化を後押しします。また、個別の活動について、3つの視点の枠組みを超えた好循環により、内容が深まり、幅広い主体の参加を得て、活動を発展していくことを実現します。



各主体の役割と連携体制

①地区（地域）

地区（地域）に所在する「文化財」や地域歴史文化遺産に対して、住民等が中心となり活動する取組みの枠組みです。自治会の活動、郷土の歴史文化に関心の高い住民有志による活動、コミュニティを支える祭礼行事等を継承する活動、小中学校における地区（地域）学習等があげられます。四郷地区、楠地区、三重地区、内部地区等では、地区の歴史文化を発信する資料館があります。

本市では、それぞれ地区市民センターが設置され、地区の特徴を活かした取組みが行われてきました。さらに、地区市民センターを拠点として、まちづくりや地区（地域）コミュニティづくり、学校教育と連携して取り組むことで、取組みの促進が期待されます。それぞれの地区におけるこれまでの取組みの蓄積を活かし、また同様なテーマで取り組む地区等とも交流しながら進めていくことで、地区（地域）性を活かした活動が深まり、多様化していきます。

②テーマ

特定のテーマや「文化財」に対して、関心の高い市民が集まり、活動する取組みの枠組みです。ボランティア活動や活動団体等の自主的な活動があげられます。

現在、御池沼沢植物群落では環境保全ボランティアが活動し、くるべ古代歴史館、旧四郷

村役場等の施設ではボランティアが運営を支えています。本計画では、関連文化財群の設定により、ストーリーを設定することで、多様な市民の参加や取組み間の連携を目指します。

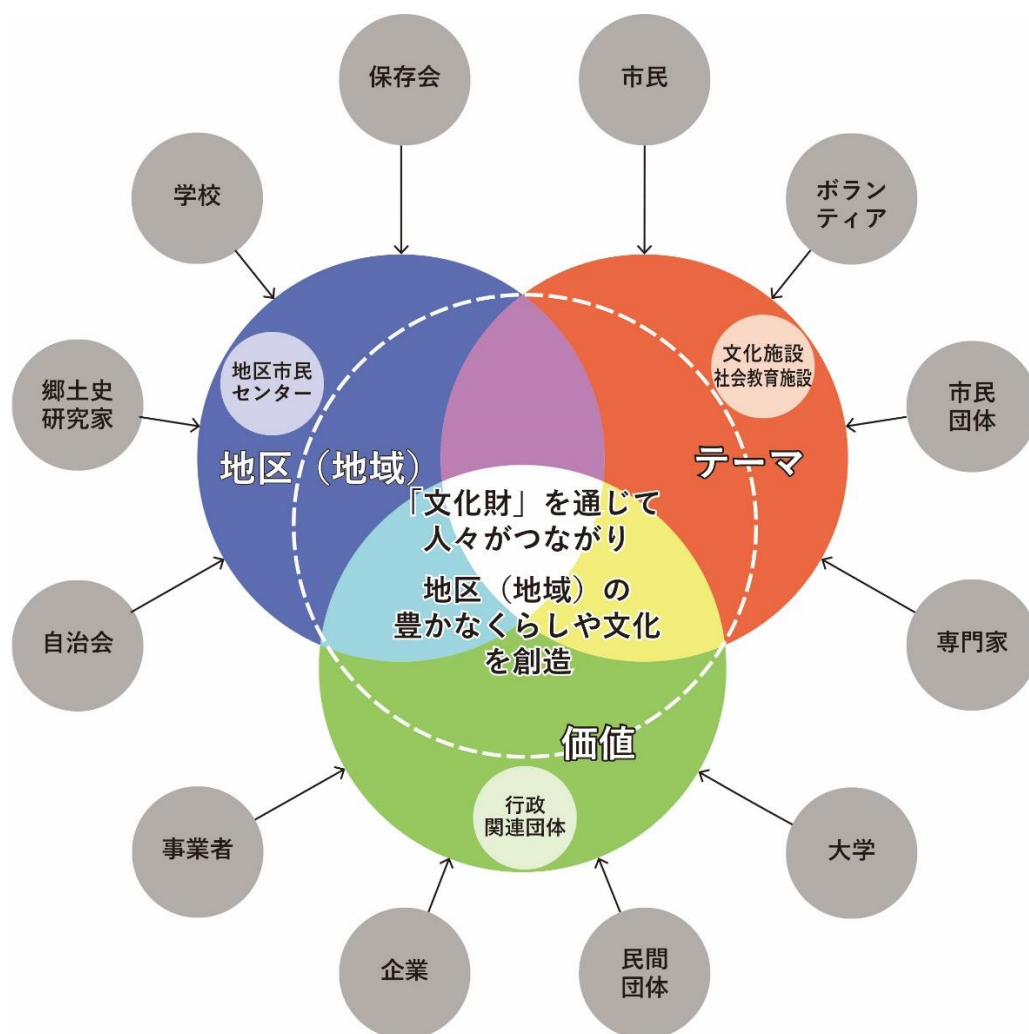
市内の社会教育施設・文化施設を拠点とし、施設の運営と連携して進めることで取組みの促進が期待されます。関連する分野の専門家等の参加も得て、テーマを深掘りしていくことで、より一層の取組みの深まりや継続、展開が可能となります。

③価値

「文化財」の持つ多様な価値に対して、観光や教育・研究等の多様な分野で活かす取組みの枠組みです。民間事業者による事業、大学による研究教育活動、企業のCSR（企業の社会的責任）等の活動があげられます。「文化財」の保存・活用と、組織・団体の目的が合致することで、メリットが生まれます。

現在、観光資源としての活用や大学による活動等が行われていますが、今後、より一層、多様な主体による取組みを促進していくことが求められています。

所有者と希望者とのマッチング、情報発信、具体的な取組み支援等、行政や観光協会、商工会等の関連団体が活動を促進する環境や仕組みを作ることで、取組みの促進が期待されます。



地区（地域）総がかりの「文化財」の保存・活用の推進を実現する3つの視点

2. 四日市市における体制

本計画を推進するために、行政、地区（地域）、民間事業者、専門家等について、以下にあげる主体による体制を構築します。

四日市市	
○シティプロモーション部	文化課
・業務内容	文化の振興、文化財の保護、文化財指定に関すること
・施設	くるべ古代歴史館（久留倍官衙遺跡公園）、旧四郷村役場）、埋蔵文化財整理作業所・文化財収蔵庫、文化会館、三浜文化会館、茶室泗翠庵
○シティプロモーション部	観光交流課
・業務内容	文化財を生かした観光振興の調査研究に関すること
○教育委員会	指導課
・業務内容	教育の推進にかかる歴史・文化・自然の活用に関すること
○教育委員会	博物館（そらんぼ四日市）
・業務内容	文化財を生かした展示や資料収集、各種講座等の実施に関すること
・施設	楠歴史民俗資料館（旧庄屋岡田邸）
○教育委員会	図書館
・業務内容	文化財についての資料の収集、保存、貸し出しに関すること
○政策推進部	広報マーケティング課
・業務内容	文化財についての広報事業に関すること
○総務部	ICT 戦略課
・業務内容	文化財のデータ蓄積、公開に関すること
○市民生活部	地区市民センター
・業務内容	文化財を活用した地域振興に関すること
○健康福祉部	健康づくり課
・業務内容	ARUKU 等、健康づくりに関わる事業への文化財の活用に関すること
○商工農水部	商業労政課
・業務内容	すわ公園交流館（国登録有形文化財「旧四日市市立図書館」）の管理に関すること
○商工農水部	工業振興課
・業務内容	萬古焼等の地場産業の振興に関すること
○商工農水部	農水振興課
・業務内容	茶業等の生産の振興に関すること
○環境部	環境政策課
・業務内容	自然に関わる文化財の保護、活用の政策に関すること
○環境部	四日市公害と環境未来館（そらんぼ四日市）
・業務内容	環境学習講座の実施を通じた、自然に関わる文化財の保護、活用に関すること
○都市整備部	都市計画課
・業務内容	地域まちづくり構想を通じた、文化財のまちづくりへの活用に関すること
○都市整備部	公園緑政課
・業務内容	文化財にかかる公園の整備、維持管理に関すること
○危機管理統括部	危機管理課
・業務内容	防災を通じた文化財の保護に関すること

○消防本部 予防保安課 ・業務内容 文化財防火デー等、火災予防による文化財の保護に関する事
関係機関
○四日市市文化財パトロール調査員 ○久留倍官衙遺跡公園管理活用委員会
四日市市文化財保護審議会
・審議事項 文化財の保存に関する事
四日市市文化振興審議会
・審議事項 文化の振興に関する事
関連団体
○四日市商工会議所 ○一般社団法人四日市観光協会 ○公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 ○四日市港管理組合 ○四日市市自治会連合会 ○三河ヘリテージの会
国、県や市外の関係機関等との連携
○文化庁 ○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 ○独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター ○三重県教育委員会社会教育・文化財保護課 ○三重県総合博物館 ○斎宮歴史博物館 ○三重県埋蔵文化センター ○他自治体
教育機関・研究機関
○私立四日市大学（四日市市） ○国立大学法人三重大学（津市）